

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP



お車のさまざまなリスクに備えたい方に

一般総合自動車保険

令和5年1月以降保険始期用



まだ誰も知らない安心を、ともに。



MS&ADインシュアランスグループは、サッカー日本代表を応援しています。

# タフビズ TOUGH Biz

## 事業用自動車総合保険



事業活動のリスクを  
トータルガード!

自動車事故 の補償	従業員の ケガなど の補償
財物損害・ 休業損害 の補償	損害賠償 の補償

充実した補償とサービスで、お車にかかわるリスクからしっかりとお守りします。





まだ誰も知らない安心を、ともに。

デジタル技術の活用で、さまざまな課題を解決。お客さま・地域・社会と“ともに”よりよい未来を実現します。


シーエスバイ      パイ      ディーエックス

# CSV × DX

Creating Shared Value  
社会との共通価値を創造していくこと

デジタルトランスフォーメーションの略語  
デジタル技術を活用し、価値を変革させること

「タフビズ事業用自動車総合保険」は、充実した補償と安心の事故対応で、24時間さらに、当社は「事故のない快適なモビリティ社会」の実現を目指し、保険が持



事業用自動車総合保険


事故のあとの保険

---

従来の保険

---

充実した補償




---

安心の事故対応

**I'm ZIDAN**  
24時間365日  
事故対応サービス


---

クルマの  
トラブルサポート




事故のあとの保険から、事故を起こさない保険へ

未然に防ぐ

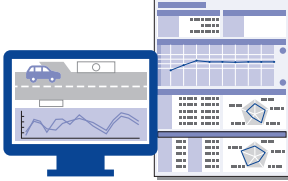


事故の未然防止をサポート

レポート




法人管理者機能



コスト削減をサポート

安全運転で保険料がお得



59点


→

74点

→

85点

+




充実した

影響を減らし、回復を支援する

事故解決日数<sup>(注2)</sup>

▲17.3日

テレマティクス  
損害サービス



安心の事故対応


**I'm ZIDAN**

詳細は [13](#) [14](#) ページ

---

クルマのトラブル  
サポート

詳細は [23](#) [24](#) ページ



お客さま満足度

事故対応全般に  
対して**97.1%**の  
お客さまにご満足  
をいただいています

(注1)「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」と「タフ・クルマの保険」の前契約からの改善率の比較です(2022年3月、当社調べ)。  
(注2)「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」と当社のすべての自動車保険との比較です。双方に責任割合が発生する対物賠償保険事故の解決所要日数(2019年1月~2022年3月発生事故)をいいます。なお、「タフ・見守るクルマの保険プラス(ドラレコ型)」は、ドライブレコーダーの映像を事故対応に活用したケースを対象としています(2022年3月、当社調べ)。

1

このパンフレットでは、主にノンフリート契約(総付保台数が9台以下)の取扱いをご説明しています。フリート契約(総付保台数が10台以上)および販売用自動車・受託自動車のご契約の場合、一部取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



365日お客さまを全力でサポート。  
つ新たな価値をテレマティクス自動車保険で提供します。

ができるレポートにより、  
します!

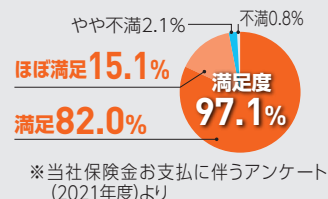
事故頻度低減効果<sup>(注1)</sup>  
**▲15%**

応援します!

補償

詳細は **15** ~ **26** ページ

応サービスでお客さま  
す!



貴社のESG経営をサポート

## E nvironment (環境)

「急アクセル・急ブレーキ」  
の減少を意識した安全運  
転への取組みを後押しし、  
なめらかな運転の実現による  
エコドライブを推進



さらにその先へ  
～ともに社会・地域課題の解決に貢献～

エネルギーをみんなにそしてクリーンに  
CO<sub>2</sub>排出量削減による環境負荷軽減に貢献



## S ocial (社会)

安全運転を応援する保険料  
割引の提供により、コスト  
のみならず、**交通事故削減**  
を後押し



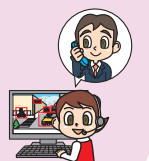
すべての人に健康と福祉を  
安全・安心なモビリティ社会の実現に貢献



SDGsの  
目標達成  
にも貢献!

## G overnance (企業統治)

事故状況を迅速・的確に把握  
できる等、高度な事故対  
応サービスの提供により、万  
が一の事故時における**企業**  
の信用維持・向上を後押し



住み続けられるまちづくりを  
企業を守り新たなイノベーション創出に貢献



タフビズ事業用自動車総合保険の対象となるご契約 記名被保険者(P18、P27参照)が法人または個人<sup>(注3)</sup>のご契約。  
(注3)記名被保険者が個人のノンフリート契約で、ご契約のお車が自家用8車種(P22参照)の場合は、事業にのみ使用するお車に限り対象となります。  
タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン・プラスSプラン)の対象となるお車  
次のいずれかの車種が対象となります。  
・自家用8車種(P22参照) ・自家用普通貨物車(最大積載量2トン超) ・営業用乗用車 ・営業用小型貨物車 ・営業用軽四輪貨物車  
・営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下) ・営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)  
※1 レンタカー、教習用自動車、販売用自動車、受託自動車は対象外です。  
※2 用途車種が二輪自動車・原動機付自転車のノンフリート契約の場合は、「セーフティツーリングパンフレット」をご覧ください。

# お客さまにおすすめのテレマティクス



4つのおすすめ商品!  
お客さまにぴったりの  
プランは?

## スタート

お車の保有台数が  
9台以下のお客さま

はい→

条件を満たした<sup>(注1)</sup>  
コネクティッドカー  
に乗っている

はい→

コネクティッドカーを通じて  
取得した、**毎月の走行距離と  
安全運転の度合い**に応じて  
運転分保険料が決まります!

いいえ↓

いいえ↓

通信機能付きドライブ  
レコーダーで安全・安心な  
サポートを受けたい



はい→

当社オリジナルのドライブ  
レコーダーを活用し、**事故・  
トラブル時にお客さまを  
フルサポート**します!

通信車載器に  
Bluetooth接続で安全・  
安心なサポートを受けたい



はい→

**はじめてテレマティクス  
自動車保険をご契約の方に  
おすすめ!**  
手軽にテレマティクスサービス  
を体感できます!

お車の  
保有台数が  
10台以上の  
お客さま

はい→

社有車の事故を  
減らしたい



はい→

ドライバーに対する**より効果  
的な安全運転指導**を後押し  
し、先進技術で企業と従業員の  
安全・安心をサポートします!

(注1)「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」をご契約いただけるお車は、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

- 運転特性情報および車両運行情報が取得できるお車であること
  - 当社指定の車載機(カーナビゲーション等)を通じて、情報通信ネットワーク運営社を経由して、保険期間中、継続してご契約のお車の運転特性情報および車両運行情報を自動的に送信できる状態にあること
- ※走行中にテレビやナビゲーションの操作を可能にする機器を取り付けた場合、正常に送信できない可能性があります。

(注2) 継続前後のご契約でテレマティクス自動車保険商品間の変更があった場合、変更前の商品で算出された安全運転スコアは、変更後の商品にも引き継がれます。

# 自動車保険の選び方

	事故の未然防止をサポート	コスト削減をサポート		事故時のサポート			
	運転の評価やアドバイス等の配信	安全運転スコアに応じた保険料割引 <sup>(注2)</sup>	走行距離を保険料に反映	安全運転支援アラート	事故時の緊急通報 <sup>(注3)</sup>	トラブル時の緊急通報	テレマティクス損害サービス
 <b>TOUGH Biz</b> 事業用自動車総合保険 (つながるプラン) 詳細は <b>5 6</b> ページ	○ (燃費情報も配信)	○	○	○ (車両の機能を活用して提供)	○ <sup>(注4)</sup>	○ (車両の機能を活用して提供)	○
 <b>TOUGH Biz Plus</b> 事業用自動車総合保険 (ドラレコプラン) 詳細は <b>7 8</b> ページ	○	○	×	○	○ <sup>(注4)</sup>	○ <sup>(注5)</sup>	○ (Allによる動画解析も可能)
 <b>TOUGH Biz Plus S</b> 事業用自動車総合保険 (プラスSプラン) 詳細は <b>9 10</b> ページ	○	○	×	×	○ <sup>(注4)</sup>	×	○
 <b>sasaeer NAVI</b> (sasaeer NAVI) 詳細は <b>11</b> ページ	○ (運行管理機能あり)	○	×	○	×	○ (事故検知時のサポート機能)	○

機能・サービス

(注3) 過去に発生した事故における衝撃の度合いを分析して事故検知の精度を高めていますが、車種、重量、衝突形態等の条件により衝撃の検知に違いがあるため、車両の損傷度合いに関わらず、本サービスを提供できないことがあります。また、自力走行が困難と思われる事故を対象としているため、衝突後に所定の距離を移動している場合も、同様に本サービスを提供できないことがあります。

(注4) お客さまの負傷等が確認され、専任オペレータがお客さまご自身の119番通報が困難だと判断する場合に、管轄の消防本部へ救急車の出動を依頼します。

(注5) 走行中のご利用いただけません。安全な場所に停車してからご利用ください。

# コネクティッドカーを通じて取得した、毎月の走行距離と安全運転の度合いに応じて運転分保険料が決まります！ 「タフビズ事業用自動車総合保険 (つながるプラン)」

## 事故の未然防止をサポート



### 安全運転スコア

総合評価  
85点

(画像はイメージ)

運転の総合評価を100点満点で表示します。

<算定基準>

- 速度超過
- 急アクセル
- 急ブレーキ

の発生頻度

### ドライバー向けメニュー

Drive Report

2022年11月5日 10:00-10:00

総合評価 85点

(画像はイメージ)

**運転ごと**

#### ドライブレポート

1回の運転ごとの安全運転スコアやワンポイントアドバイス等を表示します。

**1か月ごと**

#### マンスリーレポート

1か月分の車両運行情報から、運転特性を分析し、安全運転スコアや保険料、安全運転アドバイス等を表示します。

継続してご覧いただく事で、エコドライブ取組みの推移を確認できます！

### 管理者向けメニュー

#### 法人管理者機能

月に一度更新されるレポートを確認することで、従業員の運転傾向等を把握し、より具体的な安全運転指導ができます！

**専用アプリとあわせてご活用ください！**

※記名被保険者が法人の場合に、法人管理者機能専用サイトにてアカウント作成・車両情報を登録することでご利用いただけます(P12参照)。

- Point 1** 安全運転をスコア化することで、これまで意識していなかった自分の運転の特徴(クセなど)を知り、振り返ることができます！
- Point 2** 専用アプリで提供されるレポートを閲覧しているお客さまの方が事故頻度が低いことがわかっています！ ※当社調べ
- Point 3** 専用アプリで提供されるレポートと、法人管理者機能をあわせて活用することで、より効果的な安全運転取組みにつながります！

## コスト削減をサポート



保険料は、「**基本保険料**」と「**運転分保険料**」で構成されています。

### はじめてご契約する場合

**運転分保険料**は、走行距離と運転特性(安全運転スコア)に応じて保険料が決まります。

**おすすめ**

運転分保険料単価 × 毎月の走行距離(1km単位) × 運転特性毎月割引

走行距離に応じた合理的な保険料 毎月の安全運転の結果を反映

安全運転スコア	割引率
80点以上	80%割引
60~79点	40%割引
59点以下	割引なし

走行距離 × (運転分保険料 + 基本保険料) × 割引率

1月 2月 3月 7月 8月

運転特性計測期間

### 継続してご契約する場合

運転分保険料は、走行距離と運転特性(安全運転スコア)に応じて保険料が決まります。

さらに

**基本保険料**には、前契約の運転特性計測期間中のスコアに応じて割引を適用します。

毎月の運転分保険料に加え、基本保険料にも安全運転の結果を反映

安全運転スコア	割引率
80点以上	80%割引
60~79点	40%割引
59点以下	割引なし

走行距離 × (運転分保険料 + 基本保険料) × 割引率

1月 2月 3月 11月 12月

安全運転スコア(区分)	割引率
80点以上(A)	5%割引(※1)
60~79点(B)	3%割引(※1)
59点以下(C)	割引なし

運転特性割引

- Point 1** 納得感のある合理的な保険料で、毎月のコスト削減をサポートします！
- Point 2** 走行距離が長くても、安全運転であれば保険料はお得です！  
※保険期間中の年間累計走行距離が20,000km(保険期間が1年を超えるご契約の場合は保険年度ごとに20,000km)を超えた場合、その超えた距離については運転分保険料を請求しません。



- 運転特性割引を適用しない初年度契約や、運転特性計測期間中に計測された有効走行距離が500km未満の場合等の安全運転スコアの区分は「なし」となり、平均的な安全運転スコアの区分であるBと同等の保険料水準を適用します。
- 本商品は、ご契約のお車の走行距離や運転特性によっては、当社が販売している他の自動車保険と比べて保険料が割高となる場合があります。専用アプリ等を通じて提供するレポートやアドバイスをご活用いただき、安全運転を心がけてください。

車両運行情報等

情報通信ネットワーク運営社

お客様

タフビズ事業用自動車総合保険 (つながるプラン)の仕組み

安全運転のサポートや事故対応サービスのご提供

あいおいニッセイ同和損保

サービスをご利用いただくために

専用アプリのインストールはこちらから

QRコード (iPhone)

アプリのアイコンはこちら

QRコード (Android)

必ず初期設定を!

または「App Store」・「Google Play ストア」で

あいおいタフつながる 検索 と検索

※1 パソコンからも初期設定できます。

※2 アプリを起動してメールアドレス等の登録も行ってください。

※3 詳細は「かんたんガイド」をご参照ください。

## 万が一の事故時にも安心のサポート



### 緊急時リアルタイムサポート／あんしん見守りサポート

お車が大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)を検知すると、**①自動的にコールセンターに通知し**、**②専任オペレータから事前に登録された電話番号に安否確認コール**を行います。事故直後の初期対応に必要なアドバイスや、お車のレッカー牽引・搬送の手配(注2)等、事故で不安を抱えるお客さまを迅速かつ的確にサポートします。さらに、**③ご契約のお車に乗車中の方のおケガや救急搬送の有無などの初期対応状況をあらかじめ指定した連絡先にメール**でご連絡します。

**事故**

何をしたらいいんだろう?

お客さま

**① 緊急時リアルタイムサポート**

レッカー手配(注2) 救急車の出動依頼 事故受付 レンタカー手配

等を実施

あいおいニッセイ同和損保

**③ あんしん見守りサポート**

事故発生 の事実 おケガの有無 救急搬送の有無

会社

さらに

### コネクティッドカーから得られる走行データ(注3)を活用した事故対応サービス

コネクティッドカーから得られる走行データ(注3)や自動で送信されるお車の位置情報・速度などのデータを事故対応に活用します。事故にあわれた場所や事故に至るまでの経路などの事故状況を正確かつスムーズに把握できるとともに、解決に向けて客観的な事実に基づく示談交渉が可能となるため安心です。

※1 通信環境等により事故にあわれた場所などを把握できない場合があります。

※2 本サービスは事故時の責任割合が必ず有利になることをお約束するものではありません。

※3 ご契約のお車の「ヘルプネット」が発動した場合、上記のサービスはご利用いただけません。

コネクティッドカーから得られる走行データ(注3)

Gセンサー ハンドル アクセル ブレーキ

シフト 方向指示器 ヘッドライト 自動ブレーキ

**Point** 例えば、このようなときも安心!

駐車場におけるお車同士の事故で、相手方はお互いが動いていたと主張。しかし、コネクティッドカーから得られる走行データにより、お客さまはブレーキを踏んで停止していたことが確認でき、早期解決をサポートしました。

(注1) 安全運転スコアの区分がCの場合と比較した割引率です(割引率は現時点での内容であり、将来変更となる場合があります)。また、一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。

(注2) ロードアシスタンスサービスは、ロードサービス費用特約(P23~P24参照)をセットした場合にご利用いただけます。特約をセットしていない場合、緊急時リアルタイムサポートに伴うレッカー牽引・搬送の手配ができない、あるいは有料での手配となることがあります。

(注3) 大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)を検知した場合に自動送信されます。大きな衝撃に満たない場合は、お客さまの同意を得たうえで、当社が手動で走行データを取得します。なお、車種により確認できる走行データが異なる場合があります。

- 次の条件をすべて満たす場合に「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」の対象となります。
    - ① 保険契約者がスマートフォン・パソコン・タブレット・携帯電話(ガラケー)のいずれかを利用できる状態で、かつ、当社からのメールが受信可能なメールアドレスをお持ちであること
    - ② 次のいずれかの車種であること
      - ・ 自家用8車種(P22参照)(注4)
      - ・ 自家用普通貨物車(最大積載量2トン超)
      - ・ 営業用乗用車
      - ・ 営業用小型貨物車
      - ・ 営業用軽四輪貨物車
      - ・ 営業用普通貨物車(最大積載量2トン以下)
      - ・ 営業用普通貨物車(最大積載量2トン超)
 ※ レンタカー、教習用自動車、販売用自動車、受託自動車は対象外です。
  - 保険契約者が使用される端末(スマートフォン・パソコン等)により、ご提供されるサービス内容が異なります。
  - 「ドライブレポート」「マンスリーレポート」は専用アプリまたは専用サイトよりご覧いただけます(携帯電話(ガラケー)をご利用のお客さまは事前にご登録いただいたメールアドレスにお送りするメールにてご覧いただけます)。
  - ご契約のお車のヘルプネット(万が一の事故や急病時に専門のオペレータに接続し、自動で送信された車両位置情報に基づいて緊急車両を手配するサービス)の通話終了後、ヘルプネットセンターおよび救護機関からの電話による問い合わせに備えて待機状態となり、緊急時リアルタイムサポート・あんしん見守りサポートはご利用いただけません。
- (注4) 記名被保険者が個人のノンフリート契約の場合は、事業にのみ使用するお車に限り対象となります。

⚠️ 詳細は「重要事項のご説明」および「かんたんガイド」をご参照ください。

# 当社オリジナルのドライブレコーダーを活用し、 事故・トラブル時にお客さまをフルサポートします！ 「タフビズ事業用自動車総合保険 (ドラレコプラン)」



## 事故の未然防止をサポート



### 安全運転スコア

(画像はイメージ)

運転の総合評価を100点満点で表示します。

<算定基準>

- 速度超過
- 急アクセル
- 急ブレーキ

の発生頻度

### ドライバー向けメニュー

#### 運転診断レポート

(画像はイメージ)

- 運転ごと** **運転レポート**  
1回の運転ごとの運転診断結果やワンポイントアドバイス等を表示します。
- 1か月ごと** **月間運転レポート**  
月間の走行データをもとに、1か月の運転傾向を分析した結果をご提供します。

### 管理者向けメニュー

#### 法人管理者機能

月に一度更新されるレポートを確認することで、従業員の運転傾向等を把握し、より具体的な安全運転指導ができます！

**専用アプリとあわせてご活用ください！**

※記名被保険者が法人の場合に、法人管理者機能専用サイトにてアカウント作成・車両情報を登録することでご利用いただけます(P12参照)。

- Point 1** 安全運転をスコア化することで、これまで意識していなかった自分の運転の特徴(クセなど)を知り、振り返ることができます！
- Point 2** 専用アプリで提供されるレポートを閲覧しているお客さまの方が事故頻度が低いことがわかっています！ ※当社調べ
- Point 3** 専用アプリで提供されるレポートと、法人管理者機能をあわせて活用することで、より効果的な安全運転取組みにつながります！

## コスト削減をサポート



当社オリジナルのドライブレコーダーで計測された、ご契約のお車の運転特性計測期間中の走行における「速度超過・急アクセル・急ブレーキ」の発生頻度から安全運転スコアを算定し、その区分に応じた「運転特性割引」を継続契約に適用します。

- Point** 納得感のある合理的な保険料で、コスト削減をサポートします！

安全運転スコア(区分)	80点以上(A)	60~79点(B)	59点以下(C)
運転特性割引	8%割引 <sup>(注1)</sup>	4%割引 <sup>(注1)</sup>	割引なし(0%)

- ⚠️ 運転特性割引を適用しない初年度契約や、運転特性計測期間中に計測された有効走行距離が500km未満の場合等の安全運転スコアの区分は「なし」となり、平均的な安全運転スコアの区分であるBと同等の保険料水準を適用します。
- 本商品は、ご契約のお車の運転特性によっては、当社が販売している他の自動車保険と比べて保険料が割高となる場合があります。専用アプリ等を通じて提供するレポートやアドバイスをご活用いただき、安全運転を心がけてください。

## お客さまの安全運転をサポート



### 安全運転支援アラート

当社オリジナルのドライブレコーダーを通じてドライバーに「事故につながりやすい運転」を注意喚起します。

〈アラートの例〉※アラートの可否はそれぞれ選択可能です。

**速度超過アラート**

スピードの出しすぎにご注意ください

スピードの出しすぎに対して注意喚起をします。

**急加速・急減速アラート**

急加速が増えています

一定以上の急加速または急減速を検知した場合にお知らせします。等

### Point

さまざまなアラートをご用意！  
運転に自信がないドライバーはもちろん、運転に慣れたベテランドライバーにも役立ちます！

(注1) 安全運転スコアの区分がCの場合と比較した割引率です(割引率は現時点での内容であり、将来変更となる場合があります)。また、一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。

(注2) ロードアシスタンスサービスは、ロードサービス費用特約(P23~P24参照)をセットした場合にご利用いただけます。特約をセットしていない場合、事故緊急自動通報サービスに伴うレッカー牽引・搬送の手配ができない、あるいは有料での手配となる場合があります。

(注3) ヘルプネットとは、株式会社日本緊急通報サービスが運営する警察・救急への代理通報サービスです。

(注4) 事故受付のみの場合は、管理者等へメール配信は行いません。



サービスをご利用いただくために

必ず初期設定を!

専用アプリのインストールはこちらから



〈iPhone〉



アプリのアイコン  
はこちら



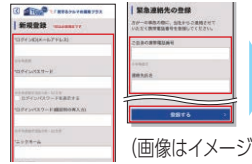
〈Android〉

または「App Store」・  
「Google Play ストア」で

タブ見守る 検索 と検索

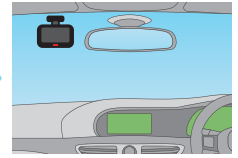
※1 パソコンからも初期設定できます。  
※2 詳細は「ご利用ガイド」をご参照ください。

メールアドレス等を登録



(画像はイメージ)

ドライブレコーダーの取付け



## 万が一の事故時にも安心のサポート



### 事故緊急自動通報サービス / いつでも通報サービス / 見守りサービス

当社オリジナルのドライブレコーダーが大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)を検知すると、自動的にコールセンターへ通知し、ドライブレコーダーを通じて当社からお客さまへご連絡します(事故緊急自動通報サービス)。衝撃が小さく事故検知ができない場合やトラブル時でも、ドライブレコーダーを通じて、お客さまから当社への事故連絡や警察・消防への代理通報を行うことができます(いつでも通報サービス)。

	事故緊急自動通報サービス		いつでも通報サービス	
お客さまの 状況と 当社への 連絡方法	大きな衝撃を検知した場合	大きな衝撃に満たない 衝撃を検知した場合	衝撃が小さく事故検知 ができない場合	トラブルの場合
当社の 対応	ドライブレコーダーから自動通報します	緊急通報ボタンから手動通報します	緊急通報ボタンから手動通報します	ヘルプネット(注3)から 警察・消防への代理通報
	レッカー 手配 (注2) 	救急車の 出動依頼 	事故 受付 	レンタカー 手配 
見守り者 への連絡	事故受付 等を実施	事故受付 等を実施	事故受付 を実施	ヘルプネット(注3)から 警察・消防への代理通報 を実施
	見守りサービス(注4) 事故時の初期対応状況や警察・ 消防へ通報した場合の通報位置 を管理者等へメールでご連絡 します。	あおいおニッセイ 同和損保 	事故発生 の事実 	おけがの 有無 
		救急搬送 の有無 	保険会社から 事故の知らせが 来たけど 大丈夫か? 会社 	ご心配を おかけします。 私は大丈夫 です。 

**Point** 大きな衝撃を検知した場合、その衝撃があった前後あわせて約15秒間の映像を当社に自動送信します!

さらに

### 「事故発生」から「事故解決」までお客さまを サポートする高度な事故対応サービス

テレマティクス  
損害サービス

保険金支払  
所要日数

50% 短縮を(注5)  
目指します

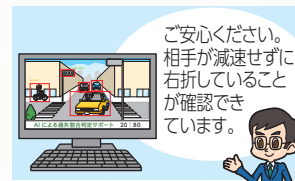
テレマティクス技術で、事故状況を迅速・的確に把握します。

当社オリジナルのドライブレコーダーから自動で送信されるお車の位置情報・速度などのデータを事故対応にも活用します。突然の事故でお客さまは気が動転して、事故状況をご説明することが困難な場合があります。そのようなときでも、事故にあわれた場所や事故に至るまでの経路などの事故状況を正確かつスムーズに把握できるので安心です。  
※通信環境等により事故にあわれた場所などを把握できない場合があります。



AIを活用した迅速かつ適切な事故解決でお客さまをサポートします。

当社オリジナルのドライブレコーダーの映像から相手車両の速度等の事故状況をAIで解析します。判例情報と照らして責任割合の判定をサポートすることで迅速かつ適切な事故解決を実現します。  
※1 本サービスは事故時の責任割合が必ず有利になることをお約束するものではありません。  
※2 AIが解析した相手車両の速度等のデータ(参考値)は通信環境・天候・事故の状況等により、事故対応に活用できない場合があります。



ご安心ください。  
相手が減速せずに  
右折していることが  
確認できています。

おすすめ



**Point** 専用の画像解析ソフトを活用した事故の原因調査により、迅速かつ適切な事故解決を実現し、さらなる安心をご提供します!

詳細は 13 ページ

⚠️ 詳細は「重要事項のご説明」および「ご利用ガイド」をご参照ください。

(注5) 当社はテレマティクス損害サービスのさらなる開発を進めることにより、ドライブレコーダー型テレマティクス端末の映像を事故対応に活用したケースにおいて、対物賠償保険金のお支払いまでの平均所要日数を50%短縮することを目指しています。

※1 ドライブレコーダー型テレマティクス端末は発送に一定期間を要します。始期日(または特約セット日)から14日以上前までにお手続きをお願いします。

※2 ドライブレコーダー型テレマティクス端末の接続には、お車のアクセサリソケットを利用します。アクセサリソケットのないお車の場合は、代理店・取扱者または専用サポートデスクにご相談ください。

※3 特殊なガラスを使用しているお車の場合、GPSを遮断しドライブレコーダー型テレマティクス端末の通信機能を使用できない可能性があります。

はじめてテレマティクス自動車保険をご契約の方におすすめ!  
手軽にテレマティクスサービスを体感できます!  
「**タフビズ事業用自動車総合保険**  
**(プラスSプラン)**」



事故の未然防止をサポート



**安全運転スコア**

安全運転スコア (累計)

運転特性計測期間 ?  
2022/1/1 - 2022/8/31

**85**

(画像はイメージ)

運転の総合評価を100点満点で表示します。

<算定基準>

- 速度超過
- 急アクセル
- 急ブレーキ

の発生頻度

**ドライバー向けメニュー**

運転診断レポート

運転レポート

1回の運転ごとの運転診断結果やワンポイントアドバイス等を表示します。

1か月ごと

月間運転レポート

月間の走行データをもとに、1か月の運転傾向を分析した結果をご提供します。

(画像はイメージ)

**管理者向けメニュー**

法人管理者機能

月に一度更新されるレポートを確認することで、従業員の運転傾向等を把握し、より具体的な安全運転指導ができます!

専用アプリとあわせてご活用ください!

※記名被保険者が法人の場合に、法人管理者機能専用サイトにてアカウント作成・車両情報を登録することでご利用いただけます (P12参照)。

- Point 1** 安全運転をスコア化することで、これまで意識していなかった自分の運転の特徴(クセなど)を知り、振り返ることができます!
- Point 2** 専用アプリで提供されるレポートを閲覧しているお客さまの方が事故頻度が低いことがわかっています! ※当社調べ
- Point 3** 専用アプリで提供されるレポートと、法人管理者機能をあわせて活用することで、より効果的な安全運転取組みにつながります!

コスト削減をサポート



当社オリジナルの通信車載器で計測された、ご契約のお車の運転特性計測期間中の走行における「速度超過・急アクセル・急ブレーキ」の発生頻度から安全運転スコアを算定し、その区分に応じた「運転特性割引」を継続契約に適用します。

**Point** 納得感のある合理的な保険料で、コスト削減をサポートします!

安全運転スコア(区分)	<b>80</b> 点以上 (A)	<b>60~79</b> 点 (B)	<b>59</b> 点以下 (C)
運転特性割引	<b>8%割引</b> (注1)	<b>4%割引</b> (注1)	割引なし(0%)

- ⚠️ ● 運転特性割引を適用しない初年度契約や、運転特性計測期間中に計測された有効走行距離が500km未満の場合等の安全運転スコアの区分は「なし」となり、平均的な安全運転スコアの区分であるBと同等の保険料水準を適用します。
- 本商品は、ご契約のお車の運転特性によっては、当社が販売している他の自動車保険と比べて保険料が割高となる場合があります。専用アプリ等を通じて提供するレポートやアドバイスをご活用いただき、安全運転を心がけてください。

(注1) 安全運転スコアの区分がCの場合と比較した割引率です(割引率は現時点での内容であり、将来変更となる場合があります)。また、一部の特約には割引が適用されないため、保険料全体に対する割引率とは一致しません。  
(注2) ロードアシスタンスサービスは、ロードサービス費用特約(P23~P24参照)をセットした場合にご利用いただけます。特約をセットしていない場合、事故緊急自動通報サービスに伴うレッカー牽引・搬送の手配ができない、あるいは有料での手配となることがあります。

サービスをご利用いただくために

専用アプリのインストールはこちらから



(iPhone)



アプリのアイコン  
はこちら



(Android)

または「AppStore」・  
「Google Playストア」で

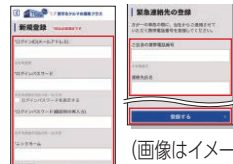
「タフ・見守るクルマの保険プラス」**検索**

と検索

※詳細は「ご利用ガイド」をご参照ください。

必ず初期設定を!

メールアドレス等を登録



(画像はイメージ)

通信車載器を設置し、  
スマートフォンと接続



# 万が一の事故時にも安心のサポート



## 事故緊急自動通報サービス／見守りサービス

当社オリジナルの通信車載器が大きな衝撃(自力走行が困難と思われる程度の衝撃)を検知すると、**①自動的にコールセンターへ通知し、②専任オペレータからスマートフォンを通じて安否確認コール**を行います。事故直後の初期対応に必要なアドバイスや、お車のレッカー牽引・搬送等の手配(注2)等、事故で不安を抱えるお客さまを迅速かつ的確にサポートします。さらに、**③事故時の初期対応状況を管理者等へメール**でご連絡します。



## 「事故発生」から「事故解決」まで お客さまをサポートする高度な事故対応サービス



テレマティクス技術で、事故状況を迅速・的確に把握します。

事故時には当社オリジナルの通信車載器からお車の位置情報・速度などが自動で送信されます。突然の事故で気が動転し事故状況の説明が困難な場合でも、事故にあわれた場所や事故に至るまでの経路などの事故状況を正確かつスムーズに把握できるので安心です。

※通信環境等により事故にあわれた場所などを把握できない場合があります。



### Point 1 取付けがかんたん!

通信車載器は電池を内蔵しているため、アクセサリソケット等への配線が不要です。



### Point 2 スマートフォンと接続してサービスをご提供

通信車載器は、スマートフォンとBluetooth接続をしてサービスをご提供します。



⚠ 詳細は「重要事項のご説明」および「ご利用ガイド」をご参照ください。

- ※1 記名被保険者が、当社が定める条件を満たすスマートフォンを保有している必要があります。スマートフォンのOSのバージョン等によっては専用アプリをインストールできない場合がありますのでご了承ください。この場合、本商品をご契約いただけません。
- ※2 本商品は、専用アプリを利用して運転特性情報を送信するため、必ずインストールしてください。また、運転中は必ず専用アプリをインストールしたスマートフォンのGPS機能を有効にし、通信車載器型テレマティクス端末とBluetooth接続してください。
- ※3 通信車載器型テレマティクス端末の取付けの際には、通信車載器型テレマティクス端末が前方の視界や運転、エアバッグの展開などの妨げにならないよう十分ご注意ください。
- ※4 通信車載器型テレマティクス端末は発送に一定期間を要します。始期日(または特約セット日)から14日以上前までにお手続きをお願いします。

万が一の事故の際にも「迅速・優しい・頼れる」サービスで  
お客さまをサポートします

## フリート契約者向け事故低減支援サービス ささえるNAVI「Lite」



プロモーション動画



機能説明動画



ささえるNAVI「Lite」  
3つの  
特長

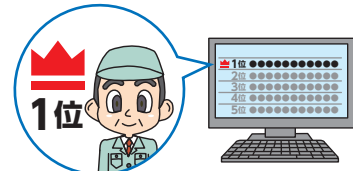
ドライバーに対する、より効果的な安全運転指導を後押し  
先進技術で企業と従業員の安全・安心をサポート

特長  
1

### お客さま専用サイトで各ドライバーの運転傾向がわかる!

運行状況や位置情報等を映像やグラフ、地図上で確認

運転レベルを点数化し、ランキング等で確認



特長  
2

### ドライバー自身が危険運転に気付く!



通信型ドライブレコーダーが事故につながるおそれのある危険な運転を検知すると、ドライバーに「ピープ音」でお知らせします。管理者の目の届かない運転中も、アラート機能で運転への集中を促します。

特長  
3

### 事故状況がスムーズに・正しく伝わる!



**テレマティクス  
損害サービス**

当社へ情報を自動送信  
(位置情報・速度情報・映像等)



管理者へ緊急情報通知  
メールを自動送信

※その他詳細については、「ささえるNAVI「Lite」専用パンフレット」をご覧ください。ご不明な点は代理店・扱者または当社までお問合わせください。



# 法人管理者機能のご利用登録について

## STEP 1

専用サイトにアクセス

### 【ログイン画面】

1 認証用のユーザー名・パスワードを入力し、ログイン画面を表示

URL: [https://ad-report.jp/login\\_cor.php](https://ad-report.jp/login_cor.php)  
 認証ユーザー名: re  
 認証パスワード: port

## STEP 2

アカウントの新規作成

2 「アカウントの新規発行」をクリック

3 登録するメールアドレスを入力  
⇒「送信」ボタンをクリック

4 メールアドレスに送信されたURLをクリック  
※URLの有効期限は1時間

## STEP 3

車両情報の登録

5 「法人名」、レポートを作成したい車両の「証券番号」「登録番号」を入力後、「送信」をクリック  
※車両は最大20台まで登録可能

6 3で入力したメールアドレス宛にパスワードを発行

7 1のログイン画面に戻りログイン

完了

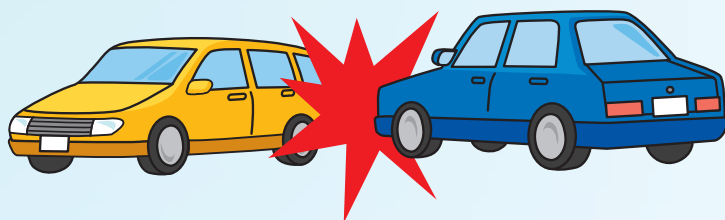
※1 詳細は「法人管理者機能ご利用ガイド」をご参照ください。  
 ※2 画面はイメージです。

## ■主な機能のご紹介

	スコア	危険挙動回数 (速度超過・急アクセル・急ブレーキ)	走行距離	ランキング	その他(注)
車両別レポート	○	○	○	○	アラート発生回数/ 予防安全装置の作動状況/燃費情報
総括版レポート	○	○	○	×	スコア・危険挙動発生回数の最上位・ 最下位車両の表示

(注) 表示される項目はプランによって差異があります。

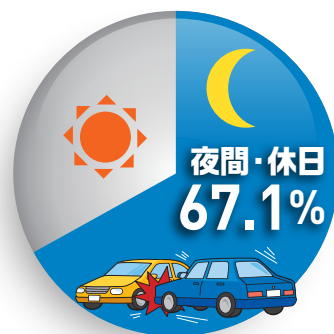
# 万が一の事故時にも、24時間365日



## 24時間365日 事故対応サービス

ご存知ですか？  
夜間・休日の事故はなんと  
**60%以上!**

当社自動車事故受付件数より時間帯別の事故発生割合を算出(2021年度)



例えば このようなき時も安心

### 金曜日の夜



帰宅途中、車同士の事故

病院対応・代車手配など  
当日中に対応

### 土曜日の朝



自分の車を修理

休日も修理工場と  
打合せが可能

### 日曜日の昼



相手の方からの連絡

相手の方からの  
休日の問合わせにも対応

事故時にさらなる安心をご提供します。

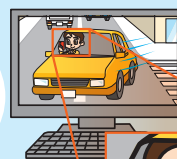
専用の画像解析ソフトを活用した事故の原因調査を行い、迅速かつ適切な事故解決を実現

専用の画像解析ソフトでドライブレコーダーの映像を解析し、人の目では判別できない事故の状況等を鮮明化します。客観的な事実に基づく事故対応を行い、迅速かつ適切な事故解決を実現します。

- ※1 さまざまな機関で多くの画像解析調査の実績があるAOSデータ株式会社の画像解析ツールを活用しています。
- ※2 ドライブレコーダーの映像より確認できる事故の状況等を踏まえ、必要に応じ画像解析ツールを活用した調査を行います。
- ※3 ドライブレコーダーの映像やSDカードの状態によっては、解析を行えない場合があります。



お相手の方が携帯電話を操作していたように見受けられますので、映像を専用ソフトで解析させていただきます。



画像の鮮明化によって相手がスマートフォンを使用しながら運転していたことを証明



お客さまを全力でサポートします。

# I'm ZIDAN

## I'm ZIDAN

なら、夜間・休日も社員が対応! だから、平日と変わらない対応で、

24時間365日、お客さまによりそった事故対応サービスを実現!

詳しくはこちら



対応内容	事故の受付	ロードサービスの手配	病院への連絡	代車の手配	修理工場との打合せ	保険金支払い可否の判断	示談交渉 <sup>(注)</sup>
<b>I'm ZIDAN</b>	○	○	○	○	○	○	○
I'm ZIDAN 開始前の事故対応サービス	○	○	○	○	×	×	×

(注) 話し合いでの解決が困難な場合など、当社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで当社の選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

## I'm ZIDAN へのお客さまの声

大型連休中にあいおいニッセイ同和損保から車の修理工場へ連絡してくれたおかげで、**連休明けを待たず、早く修理に着工**することができました。車の修理が早く終わってよかったです!



連休前に事故を起こしてしまいました。**連休中**、相手の方から責任割合のことで何度も電話があり困っていましたが、あいおいニッセイ同和損保へ相談したところ、**休日にもかかわらず社員の方が相手の方へ連絡し**、責任割合についてしっかり説明してくれました! 相手の方も納得してくれたので、とても安心しました。



人身事故を起こし、相手の方を入院させてしまいました。あいおいニッセイ同和損保の社員の方が、**大型連休中にもかかわらず**、相手側の家族の方に連絡し、今後の対応について説明してくれました。また、病院にも連絡し、治療費の打合せをしてくれたので、**残りの連休を安心して過ごす**ことができました。



ご契約時から、万が一の事故のときまで、**お客さまを全力でサポートすることを誓います。**

**宣言 1** お客さまをお待たせしません!

**宣言 2** すべてのお客さまへ親身な対応を行います!

**宣言 3** “プロフェッショナルの安心”でお客さまをしっかり支えます!

# タフビズ事業用自動車総合保険 幅広くお客さまのニーズにお応

## 基本補償

### 相手への賠償 対人 (注1)



17 ページ

任意セット (注2) (注3)

相手の方を死傷させた場合の補償



### 対人賠償保険

任意セット

弔慰金等の臨時費用に  
**対人臨時費用特約**

任意セット

対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償

### 対歩行者等傷害特約

### 相手への賠償 対物 (注1)



18 ページ

任意セット (注2)

相手のものを壊した場合の補償



### 対物賠償保険

対物賠償保険をセットしたご契約に **自動セット** (注4)

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償

### 対物超過修理費用特約

### おケガの補償



19 ページ

任意セット

ご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償



### 人身傷害保険

人身傷害保険をセットしたご契約に **自動セット** (注5)

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払い



### 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

### お車の補償 (注6)



21 ページ

任意セット (注2)

ご契約のお車が壊れた場合の補償



### 車両保険

災害時にもしっかり備える **任意セット**

地震・噴火・津波により全損となった場合に一時金をお支払い

### 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約



車両保険をセットしたご契約に **自動セット** (注7)

「もらい事故」等の場合に、等級をダウンさせずに車両保険を利用できます



### 車両保険無過失事故特約

任意セット

全損時の廃車費用や新車登録費用など、さまざまな費用に



### 全損時諸費用特約

### クルマのトラブルサポート



23 24 ページ

24時間365日、お車のトラブルのときに駆けつけます **任意セット**



### ロードアシスタンスサービス

事故や故障等によりレッカー牽引・搬送された場合等に必要となった費用を補償 **任意セット**

### ロードサービス費用特約

ロードサービス費用特約をセットしたご契約に **自動セット** (注8)

事故の際、お車の修理期間中等のレンタカー費用を補償

### 代車補償拡張特約

### その他の補償

26 ページ

借りたお車でのご自身の事故を  
ご自身の保険で補償

**自動セット** (注9)

### 他車運転特約

整備・修理・点検等の間に臨時で借りたお車でのご自身の事故を  
ご自身の保険で補償

**自動セット**

### 臨時代替自動車特約

(注1) 対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に、「不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約」「心神喪失等による事故の被害者救済費用特約」保険(つながるプラン・ドラレコプラン・プラスSプラン)をご契約いただいた場合は、対人賠償保険および遠隔地被害者臨時費用特約(P17参照)が自動的にセットされます。その他の場合にもご希望によりセット可能です。(注5) 記名被保険者(P18、P27参照)が個人であり、かつノンフリートのご契約で、二輪自動車・原動機付自転車・レンタカー・教習用自(注7) 車両保険「7補償限定」特約をセットしないご契約に自動的にセットされます。(注8) 代車補償対象外特約がセットされた場合は自動的にセットされません。(注9) 記名被









# は、基本補償に加え える補償をご用意しています。

## お客様のニーズにお応えする補償

**事業用の補償** 事業活動に伴うリスクにしっかり備えたい 25 26 ページ

事故の相手へのお見舞い費用に備えて <b>任意セット</b> <b>企業・団体見舞費用特約</b>	業務中の従業員を死傷させてしまった場合に備えて <b>任意セット</b> <b>対人賠償使用人災害特約</b>	従業員が亡くなった場合等に備えて <b>任意セット</b> <b>搭乗者 傷害事業主費用特約</b>
他人から借りて管理中の財物の賠償に備えて <b>任意セット</b> <b>対物賠償 非所有管理財物特約</b>	荷主から引き受けた貨物の賠償に備えて <b>任意セット</b> <b>運送業者 受託貨物賠償特約</b>	積載した商品の損害に備えて <b>任意セット</b> <b>事業用積載動産特約</b>

**おケガの補償** おケガのリスクにしっかり備えたい 19 20 ページ

入院時の日用品購入などの当座の出費に <b>任意セット</b> <b>傷害一時金特約</b> <b>搭乗者傷害(入院/一時金)特約</b> 	入院時の一時金を2倍に <b>任意セット</b> <b>傷害一時金倍額払特約</b> <b>搭乗者傷害(入院/一時金)倍額払特約</b> 
他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償 <b>任意セット</b> <b>自動車事故特約</b> 	死亡・後遺障害を被った場合に保険金を定額でお支払い <b>任意セット</b> <b>搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約</b> 
相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償 <b>任意セット</b> <b>自損傷害特約</b> 	無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償 <b>任意セット</b> <b>無保険車傷害特約</b> 

**お車の補償** 社有車のためにしっかり備えたい 21 22 ページ

全損時諸費用特約の支払保険金の額を2倍に <b>任意セット</b> <b>全損時諸費用倍額払特約</b> 	お車に大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償 <b>任意セット</b> <b>新車特約</b> <b>車両全損時復旧費用特約</b> 
大切なお車を修理して乗り続けたいお客さまに、修理費を補償 <b>任意セット</b> <b>車両超過修理費用特約</b> 	リサイクル部品を使用することをご契約時に決めていただくことで車両保険料を割引 <b>任意セット</b> <b>『ハートフルリサイクル』 (リサイクル部品使用特約)</b> 

**その他の補償** 26 ページ

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払い **任意セット**  
**弁護士費用(自動車事故型)特約 / 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約**  
**弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約**

(P18参照)が自動的にセットされます( **自動セット** )。 (注2) 対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。 (注3) 「タフビズ事業用自動車総合( **自動セット** )」。 (注4) 記名被保険者(P18、P27参照)が個人であり、かつ、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外の場合に自動的にセットされます。自動車以外のお車の場合に自動的にセットされます。記名被保険者が法人の場合は、ご希望によりセット可能です。 (注6) 「車両価額協定保険特約」(P21参照)が自動的にセットされます。保険者(P18、P27参照)が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のお車の用途車種が「自家用8車種」(P22参照)の場合に自動的にセットされます。

# 相手への賠償 (対人)



## 対人賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。  
なお、テレマティクス自動車保険のご契約には、対人賠償保険が自動的にセットされます。

任意セット

事故により相手の方を死傷させた場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、自賠責保険等 **1** で支払われるべき額を超える部分に対して、保険金額(ご契約金額) **2** を限度に保険金をお支払いします。



## 対人臨時費用特約

対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

弔慰金等の臨時費用に備えられます。

ご契約のお車の自動車事故により、他人を死亡させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、弔問・葬儀参列の際の弔慰金等の臨時費用の支出に備えて、被害者1名につき20万円をお支払いします。



## 対歩行者等傷害特約

対人賠償保険および人身傷害保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

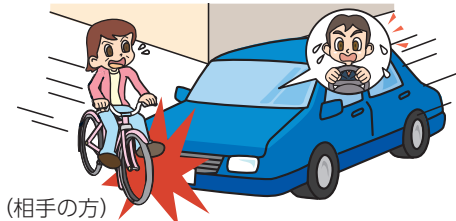
対人賠償保険で補償されない相手過失分も補償します。

ご契約のお車の自動車事故により、歩行中や自転車(原動機付自転車を除きます)乗車中の方を死亡させたか、ケガにより入院させた場合(注1)に、対人賠償保険で補償されない相手の方の過失部分を含んだ損害の額 **3** を保険金額(注2)を限度にお支払いします(自賠責保険等や対人賠償保険等の保険金または共済金は、損害の額から除きます)。

(注1) 相手の方が通院のみによって治療された場合または通院のみによって治療された後に後遺障害が発生した場合は、保険金をお支払いできません。  
(注2) 対歩行者等傷害特約の保険金額は、被害者1名につき、対人賠償保険と同額になります。

**POINT** 相手の方が歩行中や自転車乗車中のときには、責任割合 **4** に対する理解が得られず、解決まで時間がかかる場合がありますが、対歩行者等傷害特約があれば安心です。

例えばこのような事故のとき  
自転車に乗っていた相手と出合頭で衝突。  
相手の方は入院することに… (お客さま)



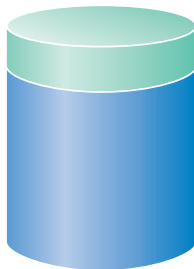
(相手の方)

責任割合 **お客さま80:相手の方20**

※責任割合は一例です。

【対歩行者等傷害特約の補償イメージ】

相手の方の過失分も含めてお支払い



相手の方の責任割合20%  
対歩行者等傷害特約でお支払い  
➡ 対人賠償[無制限]だけだった場合は、相手の方の自己負担

お客さまの責任割合80%  
対人賠償保険等でお支払い

相手の方の損害の額

**!** 相手の方の損害の額が人身傷害条項損害額基準に従い算出した額と対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合や、相手の方が公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用されない場合、他の人身傷害保険等を請求することが可能な場合は上記イメージと異なります。



## 遠隔地被害者臨時費用特約

テレマティクス自動車保険のご契約に自動的にセットされます。

自動セット

葬儀参列やお見舞いに必要な費用に備えられます。

対人事故により被害者の方が死亡もしくは3日以上入院した場合に、葬儀参列費用やお見舞いのために必要な交通費・宿泊費について被害者1名につき2万円を限度にお支払いします。

ただし、被保険者 **5** の居住地から被害者の居住地もしくは被害者の入院先までの距離が100Km以上の場合に限ります。



用語のご説明

17

### 1 自賠責保険等

自動車損害賠償保障法ですべての自動車やバイクに加入が義務付けられている強制保険(責任保険または責任共済)をいいます。自動車・バイクの運行による対人賠償事故の損害が保険金支払対象になります。保険金支払限度額は死亡3,000万円、後遺障害4,000万円、傷害120万円となります。

### 2 保険金額(ご契約金額)

保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)をいいます。

### 3 損害の額

対歩行者等傷害特約でいう損害の額は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社ので、対人賠償保険の損害賠償の額と異なる場合があります(この場合、対歩行者等傷害特約からのないことや、相手の方の過失部分の額より増減することがあります。上記具体例は、それぞれの額が異なります)。なお、算出に際しては、すべて公的制度(健康保険・労働者災害補償制度等)を利用したものとします。例えば、治療費について公的制度を利用しなかった場合であっても、公的制度を利用したものと

# 相手への賠償 (対物)



## 対物賠償保険

対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット

事故により相手のものを壊した場合の補償です。

ご契約のお車の自動車事故により、他人の財物を損壊させたり、電車等を運行不能にさせたことについて、法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者 **6** が法人の場合は免責金額 **7** を設定していただけます。



保険証券・保険契約継続証に記載された保険金額が10億円を超える場合(無制限を含みます)であっても、ご契約のお車に業務として危険物を積載した場合で火災・爆発・漏えいに起因する対物事故 **8** や航空機との対物事故等については、保険金のお支払額は10億円が限度となります。



## 対物超過修理費用特約

対物賠償保険をセットしたご契約で、記名被保険者が個人であり、かつ、ご契約のお車の用途車種が「二輪自動車・原動機付自転車」以外の場合に自動的にセットされます。その他の場合にもご希望によりセット可能です。

自動セット

対物賠償保険で補償されない時価額を超えた分も補償します。

ご契約のお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額 **9** を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合を乗じた額を、1事故1台につき50万円を限度にお支払いします。



実際に相手自動車に損害が発生した日の翌日から6か月以内に修理完了することが保険金の支払条件になります。

# 相手への賠償 (対人・対物共通)



## 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「自動運転システムの欠陥」等による事故も補償します。

不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等を原因とする、被保険者に法律上の損害賠償責任がない事故が発生した場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額<sup>(注)</sup>を限度にお支払いします。

(注)この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。



## 心神喪失等による事故の被害者救済費用特約

対人賠償保険または対物賠償保険をセットしたご契約に自動的にセットされます。

自動セット

対人・対物賠償保険で補償されない「認知症のご家族の運転」等による事故も補償します。

ご契約のお車を運転中の事故について運転者が責任無能力者のため法律上の損害賠償責任がない場合であっても、被害者を救済するための費用を保険金額<sup>(注)</sup>を限度にお支払いします。

(注)この特約の保険金額は、被害者1名につき対人賠償保険と同額、1回の物損事故につき対物賠償保険と同額になります。

### 4 責任割合

で算出します。お支払額が1の場合として算出しみなします。

交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。

### 5 被保険者

保険契約により補償の対象となり、事故が発生した場合に保険金の支払いを受ける権利を有する方のことをいいます。

### 6 記名被保険者

保険申込書・継続確認書や保険証券・保険契約継続証の「記名被保険者」欄に記載された方をいいます。記名被保険者の選定についてはP27をご参照ください。

### 7 免責金額

支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額であって、保険証券・保険契約継続証に記載された免責金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。免責金額を設定すると保険料は割安になります。

### 8 対物事故

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

### 9 相手自動車の時価額

損害が発生した時および場所における相手自動車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。

- 相手への賠償(対人)
- 相手への賠償(対物) / (対人・対物共通)
- ▶おケガの補償 / お車の補償
- クルマのトラブルサポート
- 事業用の補償 / その他の補償

# おケガの補償



任意セット

## 人身傷害保険

自動車事故によりご契約のお車に乗車中の方等が死傷した場合の補償です。

自動車事故により、被保険者が死傷した場合に、お客さまの損害の額<sup>(注1)</sup>に基づいて、保険金額(ご契約金額)を限度に保険金をお支払いします。なお、労働者災害補償制度から給付がある場合は、その給付額を差し引いてお支払いします。

※賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者が死亡または後遺障害を被った場合、一律2億円<sup>(注2)</sup>を限度に補償します。

**POINT** 保険金額は十分な金額で設定してください。なお、重度後遺障害<sup>(注3)</sup>を被った場合は保険金額「無制限」で補償します。

【総損害額例】各年令別の損害の額の目安

年令	25才		35才		45才		55才		65才	
扶養家族	有(1名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(2名)	無	有(1名)	無
死亡された場合	1億円	8,000万円	9,000万円	7,000万円	8,000万円	7,000万円	7,000万円	6,000万円	5,000万円	4,000万円

(注1)「お客さまの損害の額」(治療関係費、休業損害、精神的損害、逸失利益等)の認定は、普通保険約款に定める人身傷害条項損害額基準に従い当社で行いますので、相手の方の賠償基準と異なる場合があります。

(注2)次のいずれかに該当する場合、支払限度額は無制限とします。・人身傷害保険の保険金額が無制限の場合 ・重度後遺障害<sup>(注3)</sup>を被った場合

(注3)重度後遺障害とは、神経系統や胸部腹部臓器の機能等に著しい障害を残し、介護を要する場合をいいます。

## 人身傷害保険をセットしたご契約にセット可能な特約



### 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約

記名被保険者が個人、かつノンフリートのご契約で、二輪自動車・原動機付自転車・レンタカー・教習用自動車以外のお車には自動的にセットされます。記名被保険者が法人の場合は、ご希望によりセット可能です。

自動セット

ホームヘルパー雇入費用等、事故後の生活を支えるために必要なさまざまな保険金をお支払いします。

人身傷害対象事故<sup>10</sup>に伴い、事故後の生活を支えるために必要な次の<sup>1</sup><sup>2</sup>の費用保険金をお支払いします。

#### 1 入院時人身傷害諸費用保険金

被保険者1名につき、以下のすべての費用を合計して200万円限度

ホームヘルパー雇入費用

介護ヘルパー雇入費用

1日あたりそれぞれ2万円を限度にお支払い



ベビーシッター雇入費用

保育施設預け入れ費用

合計して1日あたり2万円を限度にお支払い



ペットシッター雇入費用

ペット専用施設預け入れ費用

合計して1日あたり2万円を限度にお支払い



差額

ベッド費用

1日あたり2万円を限度にお支払い



転院

移送費用

転院1回分かつ100万円を限度にお支払い

※ ペットは、犬または猫に限ります。

#### 2 後遺障害時人身傷害諸費用保険金

リハビリテーション訓練等保険金

支払対象期間<sup>11</sup>中の訓練期間

1か月につき、定額で5万円をお支払い



福祉機器等取得費用保険金

支払対象期間中に負担した福祉機器

等の取得費用の実額(1事故、被保険者

1名につき500万円限度)をお支払い



P20の ▲ および 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。



### 傷害一時金特約

### 搭乗者傷害(入通院 / 一時金)特約

搭乗者傷害(入通院 / 一時金)特約は人身傷害保険をセットしないご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

入通院時の日用品購入などの当座の出費に備えられます。

人身傷害対象事故<sup>(注1)</sup>により、被保険者<sup>(注2)</sup>が傷害を被った場合に、治療日数<sup>12</sup>や傷害の部位・症状に応じて、次の一時金をお支払いします。

(注1)搭乗者傷害(入通院 / 一時金)特約の場合は、「ご契約のお車の自動車事故」となります。

(注2)傷害一時金特約における被保険者の範囲は人身傷害保険と同じです。人身傷害保険に自動車事故特約がセットされている場合は、人身傷害保険およびその特約の被保険者と同じです。ただし、胎児は対象となりません。搭乗者傷害(入通院 / 一時金)特約では、ご契約のお車に乗車中の方が被保険者となります。

※1 支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金倍額払特約、搭乗者傷害(入通院 / 一時金)倍額払特約もあります。

※2 治療日数が5日以上の場合の支払保険金の額が一律10万円となる傷害一時金(1万円・10万円)特約もあります。また、支払保険金の額が「2倍」となる傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約もあります。

治療日数が4日以内の場合

1万円

治療日数が5日以上の場合

被保険者が被った傷害

支払保険金の額

同一事故により被った傷害が右表の複数の項目にあたる場合は、それぞれの項目により支払われるべき金額のうち、最も高い金額をお支払いします。

1 打撲、挫傷、擦過傷、捻挫等下記2~4以外のもの

10万円

2 骨折・脱臼、神経損傷(脳・眼・頸髄・脊髄以外の部位)、上肢・下肢の腱・筋・靱帯の断裂

30万円

3 上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂

50万円

4 脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷

100万円

P20の ▲ および 複数のご契約があるお客さまへ もご確認ください。



用語のご説明

### 10 人身傷害対象事故

人身傷害保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

### 11 支払対象期間

後遺障害の症状固定日の属する月を含め36か月以内、かつ、後遺障害の症状が固定してから最初に取り組んだリハビリテーション訓練等を開始した月または最初に福祉機器等を取得した月を含め24か月以内の期間をいいます。



## 自動車事故特約

人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が個人の場合、ご希望によりセット可能です。

任意セット

他人の自動車に乗車中や歩行中・自転車乗車中などの自動車事故も補償します。

人身傷害対象事故の範囲を拡大し、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中の自動車事故または歩行中・自転車乗車中などの自動車事故により、記名被保険者またはそのご家族<sup>13</sup>の方等、補償の対象となる方が死傷した場合も、人身傷害保険金をお支払いします。

被保険者	ご契約のお車に乗車中の方		記名被保険者およびそのご家族の方	
	1 ご契約のお車に乗車中の事故	2 他人の自動車 <sup>(注)</sup> に乗車中の事故	3 歩行中・自転車乗車中などの自動車事故	4 歩行中・自転車乗車中などの自動車事故
補償の対象となる事故	○	○	○	○
人身傷害保険	○	×	×	×
自動車事故特約をセット	○	○	○	○

(注)「他人の自動車」には次の①～④に該当する方が所有または常時使用する自動車は含まれません。

①: 記名被保険者 ②: ①の配偶者<sup>14</sup> ③: ①または②の同居の親族 ④: ①または②の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子

ただし、④の方が所有または常時使用する自動車は、④の方が自ら運転者として運転中の場合に限り、「他人の自動車」に含まれません。  
\* 人身傷害保険をセットしたご契約で、記名被保険者が法人で指定運転者を設定した場合は、自動車事故特約が自動的にセットされます。その場合、「記名被保険者」を「指定運転者」に読み替えて適用します(P27参照)。ただし、「他人の自動車」には記名被保険者である法人が所有または常時使用する自動車も含まれません。

下記の**複数のご契約があるお客さまへ**もご確認ください。

## 人身傷害保険のセット有無に関わらずセット可能な特約



### 搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約

任意セット

死亡・後遺障害を被った場合に、ご契約金額に応じた保険金を定額でお支払いします。

ご契約のお車の自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。

## 人身傷害保険をセットしないご契約にセット可能な特約



### 自損傷害特約

無保険車傷害特約とあわせてセットしていただけます。

任意セット

相手のいない単独事故等で死傷した場合の補償です。

電柱との衝突や、崖からの転落などのご契約のお車の単独事故等により、ご契約のお車に乗車中の方またはご契約のお車の所有者・運転者が死傷した場合で、自賠責保険等で補償されないときに、保険金をお支払いします。



### 無保険車傷害特約

自損傷害特約とあわせてセットしていただけます。

任意セット

無保険車との事故により死亡・後遺障害を被った場合の補償です。

賠償資力が十分でない無保険車との事故により、被保険者<sup>(注1)(注2)</sup>が死亡または後遺障害を被った場合に、被保険者1名につき一律2億円を限度に保険金をお支払いします。

(注1) 記名被保険者が個人の場合は、記名被保険者およびそのご家族の方、ご契約のお車に乗車中の方となります。記名被保険者およびそのご家族の方は、歩行中・自転車乗車中などの無保険車との自動車事故やご契約のお車以外の自動車に乗車中の無保険車との自動車事故も、補償の対象となります。

(注2) 記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に乗車中の方のみが被保険者となります。記名被保険者が法人で指定運転者を設定した場合は、記名被保険者を指定運転者と読み替えて適用します(P27参照)。



入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約<sup>(注)</sup>をセットするお客さまへ

自動車事故特約をセットする場合は、自動車事故特約の支払対象事故についても入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約、傷害一時金特約<sup>(注)</sup>のお支払いの対象となります。  
(注) 傷害一時金倍額払特約、傷害一時金(1万円・10万円)特約、傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約を含みます。

### 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約は、1つのご契約のみにセットしていれば、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがありますので、ご契約に際してはご確認ください。**  
\* 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、**そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。**

- ① 自動車事故特約(人身傷害保険)は、1つのご契約のみにセットしていれば、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故やご家族も補償の対象となります。
- ② 次の特約は、自動車事故特約がセットされていると、特約の条件を満たす他人の自動車に乗車中等の自動車事故やご家族も補償の対象となります。2台目以降のお車に自動車事故特約をセットしないことによって、補償の重複をなくすることができます。

● 入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 ● 傷害一時金特約 等

### 12 治療日数

医師の治療のために病院もしくは診療所に入院・通院した実治療日数をいいます。

### 13 ご家族

記名被保険者の配偶者<sup>(14)</sup>参照)、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子をいいます。

### 14 配偶者

婚姻の相手方がいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

- 相手への賠償(対人)
- 相手への賠償(対物) / (対人・対物共通)
- ▶ おケガの補償 / お車の補償
- クルマのトラブルサポート
- 事業用の補償 / その他の補償

# お車の補償



対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険のいずれかを必ずセットしてください。

任意セット



## 車両保険

事故によりご契約のお車が壊れた場合の補償です。

ご契約のお車が衝突、接触等の事故によって損害を被った場合に、車両保険金額(ご契約金額)<sup>(注1)</sup>を限度に保険金をお支払いします。車両保険は、「一般補償」[10補償限定 15][7補償限定 16]の3つのご契約タイプからお選びいただけます。車両保険では免責金額<sup>(注2)</sup>を設定していただけます。

(注1) 車両保険金額は市場販売価格相当額<sup>17</sup>を参考にお決めください。

(注2) 車両保険の免責金額の設定方式には、定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。

ご契約のお車と相手自動車の衝突・接触事故等によりお支払いする車両保険金から差し引かれるべき免責金額が5万円で、車対車事故免責ゼロ特約をセットした場合または車両保険で全損の場合は、その免責金額を差し引かずにお支払いします。

### POINT

車両保険のご契約タイプは補償範囲の広い「一般補償」をおすすめします。

○ 補償します  
× 補償できません

補償する事故 (主な事故例)	① 相手自動車との衝突・接触 (相手が確認できる場合)	② あて逃げ (相手が確認できない場合)	③ ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車との衝突・接触	④ 火災・爆発	⑤ 盗難 <sup>(注3)</sup>	⑥ 騒擾・労働 争議に伴う暴力行為または破壊行為	⑦ 台風・竜巻・洪水・高潮	⑧ 落書、いたづら <sup>(注4)</sup> 、窓ガラス破損	⑨ 飛来中または落下中の他物との衝突	⑩ その他の偶然な事故 <sup>(注5)</sup> ⑩～⑭および⑩～⑭に該当する事故を除きます	⑪ 歩行者・自転車・ドレール等との衝突・接触	⑫ 電柱・ガードレール等との衝突	⑬ 墜落・転覆	⑭ 地震・噴火・津波
ご契約タイプ														
一般補償	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
10補償限定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×
7補償限定	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注3) ご契約のお車の用途車種が二輪自動車および原動機付自転車の場合または車両盗難対象外特約をセットした場合は、盗難による損害は補償できません。

(注4) 「いたづらの損害」には、「ご契約のお車の運行によって発生した損害」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によって発生した損害」を含みません。

(注5) 鳥類など飛来中の動物との衝突は「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含まれます。

⚠ 故障による損害(バッテリー上がりを含みます)やタイヤ(チューブを含みます)のみの損害(火災・盗難による損害を除きます)は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

## 車両保険をセットしたご契約に自動的にセットされる特約

自動セット



### 車両保険無過失事故特約

車両保険[7補償限定]特約をセットしたご契約には、セットできません。

次の①から③のいずれかの条件に該当する場合に、次契約の等級・事故有係数適用期間の決定においてノーカウント事故<sup>18</sup>として取り扱い、車両保険金をお支払いします。ただし、①または②に該当する場合は、「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車)」と「その運転者または所有者」が確認できる場合に限りです。

① ご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、その事故が次の(a)から(d)のいずれかに該当し、かつ、客観的事実に照らしてご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったことが認められる場合

(a) 相手自動車に追突された事故 (b) 相手自動車のセンターラインオーバーによる事故 (c) 相手自動車の赤信号無視による事故 (d) 駐停車中に相手自動車に衝突・接触された事故

② 上記①以外のご契約のお車と相手自動車との衝突・接触事故で、当社がその事故状況を調査した結果、ご契約のお車を使用または管理していた方に過失がなかったと認められる場合

③ 不正アクセス(ハッキング等)やご契約のお車の欠陥等に起因して、他物との衝突・接触事故やご契約のお車の転覆・墜落事故が発生し、ご契約のお車の所有者および運転者に過失がなかったことが確定した場合または判例等に照らして認められる場合



### 車両価額協定保険特約

車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセットしたご契約には適用されません。

ご契約時における「ご契約のお車の市場販売価格相当額」を価額として協定し、車両保険金額を定めることで、保険期間中の経年減価にかかわらず、協定した価額を限度に保険金をお支払いします。

※ 協定保険価額がご契約のお車の実際の市場販売価格相当額を著しく超えるときは、そのお車の市場販売価格相当額を限度に保険金をお支払いします。

## 車両保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能な特約

任意セット



### 全損時諸費用特約

車両価額協定保険特約の不適用に関する特約、リースカー車両費用特約をセットしたご契約は対象となりません。

ご契約のお車が車両事故<sup>19</sup>により全損となった場合や、ご契約のお車が盗難された場合で、車両保険の保険金が支払われるときに、車両保険金額の10%(下限10万円、上限20万円)<sup>(注)</sup>をお支払いします(支払保険金の額が「2倍」となる全損時諸費用倍額払特約もあります)。

(注) 新車特約または車両全損時復旧費用特約をセットしており、お車を買替えたことにより新車保険金額または復旧費用限度額<sup>20</sup>を限度に車両保険金が支払われる場合、次の金額の10%(下限10万円、上限20万円)をお支払します。

● 新車特約をセットしている場合、新車保険金額 ● 車両全損時復旧費用特約をセットしている場合、復旧費用限度額



### 地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約

ご契約のお車が地震・噴火・津波により、「全損」(特約で定める基準によります)<sup>21</sup>となった場合に、定額で50万円(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額とします)を地震等保険金としてお支払いします。

ご契約の対象とならないケース ● ご契約のお車の用途車種が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)、A種工作車(クレーン・ショベル付)、A種工作車(その他)およびB種工作車の場合



用語のご説明

21

### 15 10補償限定

車両保険[10補償限定]特約をセットしたご契約タイプをいいます。原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車および機械装着車にはセットすることができません。

### 16 7補償限定

車両保険[7補償限定]特約をセットしたご契約(車両保険の免責金額が5万円または7万円の場合に限り)にご希望によりセット可能です。ただし、ご契約のお車が原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車および機械装着車の場合は対象となりません。また、車両保険[10補償限定]特約、車両盗難対象外特約、車対車事故免責ゼロ特約、地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約がセットされたご契約も対象となりません。

### 17 市場販売価格相当額

ご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様・年式で同等の損耗度の自動車の市場販売価格相当額のごことで、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに記載された価格または当社が別に定める方法に従ってその他の客観的資料により算出した価格をいいます。

# 大切なお車を末永くサポート!車両保険とのセットをおすすめします!



## 新車特約

任意セット



## 車両全損時 復旧費用特約

任意セット

新しいお車



長年愛用のお車



大きな損害が発生したときに、代替自動車の購入費用を補償します。

車両事故により、ご契約のお車に次の損害が発生した場合で、かつ、事故の日の翌日から90日以内にお車を買替えられた場合に、代替自動車の購入費用<sup>(注)</sup>をお支払いします。また、お車を修理する場合には、事故の日の翌日から90日以内に修理が完了したときは、その修理費<sup>(注)</sup>をお支払いします。

### 新車特約の場合

- ①お車が修理できない場合、または修理費が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合
- ②修理費が新車保険価額<sup>(注2)</sup>の50%(内外装・外板部品のみの損傷の場合を除きます)以上となる場合

### 車両全損時復旧費用特約の場合

- お車が修理できない場合、または修理費が「協定保険価額(車両保険金額)」以上となる場合

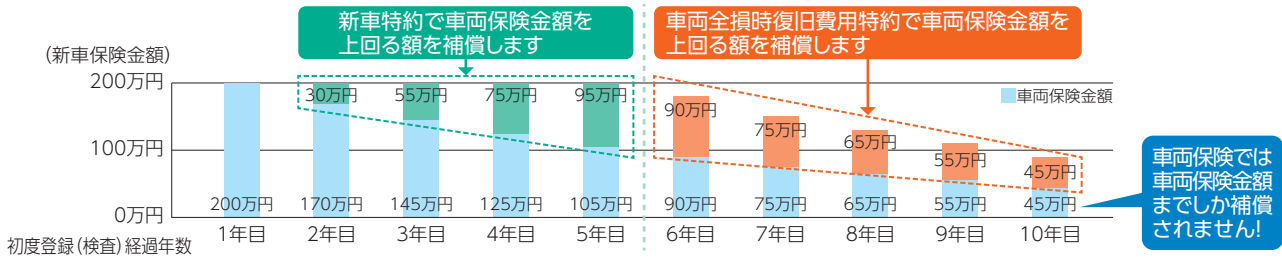
(注)新車特約の場合は新車保険金額、車両全損時復旧費用特約の場合は復旧費用限度額を限度とします。

### POINT

お車の年式にあわせて新車特約または車両全損時復旧費用特約をセットすることで、代替自動車の購入費用が補償されるので安心です。

### 〈初度登録(検査)経過年数別の補償イメージ〉

例:200万円で新車を購入し、その同月に自動車保険の新規契約(保険期間1年)を締結した場合



車両保険では車両保険金額までしか補償されません!

**新車特約がセット可能なご契約** | 用途車種が自家用8車種で車両保険をセットしたご契約(レンタカー、型式不明車のご契約を除きます)。ただし、保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合は、始期日<sup>(注3)</sup>時点(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、最終保険年度における始期日の応当日)の車両保険金額が新車保険価額の50%以上であるお車に限ります。車両全損時復旧費用特約、車両超過修理費用特約、リサイクル部品使用特約、車両盗難対象外特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセットした場合は対象となりません。

**車両全損時復旧費用特約がセット可能なご契約** | 車両保険をセットしたご契約(レンタカー、型式不明車のご契約を除きます)。ただし、保険契約の満期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して61か月を超えていること、かつ、始期日時点(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、初年度における始期日の応当日)の車両保険金額が新車保険価額の50%未満となる場合に限り、新車特約、車両超過修理費用特約、リサイクル部品使用特約、車両盗難対象外特約、リースカー車両費用特約、車両「帳簿価格」協定保険特約をセットした場合は対象となりません。



## 車両超過修理費用特約

任意セット

次の①および②の条件に該当する車両事故の場合に、車両保険金額に30万円を加えた金額を限度に実際の修理費を車両保険金としてお支払いします。

- ①ご契約のお車に車両保険金額を上回る修理費が発生した場合
- ②事故の日の翌日から6か月以内に、ご契約のお車を実際に修理完了した場合

⚠ 本特約の適用により車両保険金額を上回る車両保険金が支払われる場合、全損時諸費用特約の全損時諸費用保険金はお支払いしません。

**セット可能なご契約** | 車両保険をセットしたご契約。ただし、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して26か月目以降の自家用8車種<sup>(注4)</sup>(レンタカーを除きます)に限ります。新車特約、車両全損時復旧費用特約、リースカー車両費用特約をセットした場合は対象となりません。



## 『ハートフルリサイクル』(リサイクル部品使用特約) ECO

任意セット

車両事故に伴い、ご契約のお車の修理にあたって部分品の交換の必要が発生した場合に、リサイクル部品の使用を前提とした修理費に基づいて車両保険金をお支払いします。車両事故時にリサイクル部品を使用して修理することを、ご契約時に決めていただくことで、車両保険料が5%割引となります。

- 安全面を考慮してクーラーコンデンサー、ヘッドランプ、テールランプ以外の機能(保安)部品や消耗品・小部品は新品部品を使用します。
- 修理工場へ入庫の際は、必ず「修理の際はリサイクル部品を使用する」旨を、修理工場へお伝えください。

**セット可能なご契約** | 車両保険をセットしたご契約。ただし、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録(検査)年月の翌月から起算して36か月目以降の国産の自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車、自家用(小型・軽四輪)貨物車に限ります。新車特約、車両全損時復旧費用特約をセットした場合は対象となりません。

### 18 ノーカウント事故

この保険契約の次契約に適用する等級・事故有係数適用期間(P28参照)の決定にあたり、当社が事故件数として数えない取扱いとしている事故をいいます。

### 19 車両事故

車両保険の保険金がお支払いの対象となる事故をいいます。

### 20 復旧費用限度額

車両保険金額の2倍に相当する額または車両保険金額に100万円を加えた額のいずれか低い額をいいます。

### 21 「全損」(特約で定める基準によります)

地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約に定める全損に該当する主な条件は次のとおりです(車両保険等に定める全損とは異なります)。  
 ●ご契約のお車に次のすべてを満たす損害が発生した場合 ・ルーフの著しい損傷 ・3以上のピラーの折損、断裂またはこれと同程度の損傷 ・前面・後面ガラスおよび左右いずれかのドアガラスの損傷  
 ●ご契約のお車が流失または埋没・発見されなかった場合 ●運転者席の座面を超える浸水を被った場合 等

### 22 新車保険価額

保険契約締結の時におけるご契約のお車と同一の用途車種・車名・型式・仕様の新車の市場販売価格相当額を基準に協定した価額をいいます。なお、新車保険価額が新車の市場販売価格相当額を著しく超える場合には、その新車の市場販売価格相当額を新車保険価額および新車保険金額とします。新車特約をセットする場合は、新車保険価額を新車保険金額として設定します。

### 23 始期日

保険期間の初日をいいます。

### 24 自家用8車種

次の8車種をいいます。①自家用普通乗用車 ②自家用小乗用車 ③自家用軽四輪乗用車 ④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車 ⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下) ⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下) ⑧特種用途自動車(キャンピング車)

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他(契約概要のご説明等)

# クルマのトラブルサポート



## 事故または故障・トラブルのときのサポート

ご契約のお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能<sup>25</sup>となった場合に、24時間365日現場に駆けつけ契約のお車が自力走行不能となり修理工場等にレッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送された場合や盗難された場合等に必要と

### ① レッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送等

#### レッカー現場急行サポート



現場から修理工場等までのレッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送(自家用8車種で約500km、大型車で約170km、二輪自動車<sup>けん</sup>で約200km相当<sup>(注1)</sup>)や、落輪等の際の路面への引き戻し作業等を行います(1回の事故等につき30万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または30万円のいずれか高い金額)限度<sup>(注2)</sup>(運搬費用保険金)。

(注1)レッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送可能な距離は、提携先実績に基づく当社試算で、車両重量・車体の形状や積載量等により作業内容が異なるため増減する場合があります。

(注2)ご契約のお車の用途車種が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、1回の事故等につき15万円(車両保険をセットする場合は、車両保険金額の10%または15万円のいずれか高い金額)が限度となります。

※1 スタック(雪道、泥道、砂利道または凍結道等でタイヤが単にスリップまたは空転し走行できない状態)時の引き出しは対象となりません。

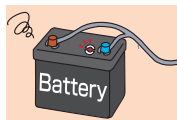
※2 ロードサービス費用特約と車両保険に定める運搬費用のいずれもお支払いできる場合は、ロードサービス費用特約からお支払いし、車両保険に定める運搬費用はお支払いしません。

**【初期対応コンシェルジュサービス】** レッカー現場急行サポートをご利用いただいた場合に、ご希望により、以下のサービスを提供します。

- 移動・宿泊「安心」サポート(現場最寄りの公共交通機関、タクシー会社、宿泊施設のご案内)
  - 修理工場のご紹介
  - 夜間休日医療機関情報のご提供
  - ご家族への伝言
- ※地域等によっては、ご案内できない場合があります。

### ② 応急作業

#### クイック修理サービス



現場で30分以内の応急作業を無料で行います。なお、ガス欠の場合のサービスのご提供は、**保険期間**(ご契約期間)中1回<sup>(注1)</sup>のみ無料となります。

- バッテリー上がり(ジャンピング等)
- タイヤのパンク(スペアタイヤ交換)
- ガス欠<sup>(注2)</sup>
- キーの閉じ込み、盗難または紛失(ドアの開錠)<sup>(注3)</sup>等

(注1)保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに、1回のご利用が無料となります。ただし、フリート契約・ノンフリート多数割引(P31参照)適用契約は回数制限がありません。

(注2)外出先でガス欠になった場合、ガソリンまたは軽油を最大10リットルまで無料でお届けします。自宅駐車場または同等と判断できる場所でのガス欠の場合、燃料代は有料となります。

(注3)セキュリティ装置付き車両等の開錠は対象となりません。

#### お客さまがJAF会員の場合

お客さまがJAF会員の場合、JAFを優先手配します。あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター(「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」をご契約の場合はつながるクルマの保険事故受付デスク)にご連絡をいただき、MS&ADグランアシスタンス(株)がJAFに手配を行い、当社「クイック修理サービス」の範囲を超え、有料となる費用が発生した場合は、保険期間中1回<sup>(注4)</sup>に限り4,000円を限度に費用が無料となります。

(注4)保険期間が1年を超える場合は始期日から1年ごとに、明細付契約の場合は各明細1台ごとに1回となります。

### ③ 宿泊費用

ホテル等に臨時に宿泊するために実際に負担した1泊分の費用をお支払いします(1回の事故等、1名につき15,000円限度)(臨時宿泊費用保険金)。

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した宿泊費用はお支払いの対象となりません。



### ④ 帰宅・移動費用

ご自宅またはご契約のお車の出発地へ移動するために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故等、1名につき20,000円限度)(臨時帰宅・移動費用保険金)。

※日常保管場所において発生した事故等に伴い負担した帰宅・移動費用はお支払いの対象となりません。



### ⑤ 修理後の搬送費用

ご契約のお車の修理完了後、ご自宅やご契約のお車の保管場所等に搬送するために実際に負担した費用をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)(修理後搬送費用保険金)。



### ⑥ 修理後の引取費用

ご契約のお車の修理完了後、ご契約のお車を引き取るために実際に負担した交通費から免責金額1,000円を差し引いた金額をお支払いします(修理後搬送費用保険金と修理後引取費用保険金を合計して1回の事故等につき15万円限度)(修理後引取費用保険金)。



#### 25 自力走行不能

法令により走行が禁じられている状態、またはご契約の二輪自動車・原動機付自転車で収納されたヘルメットが取り出せないことにより運転をしてはならない状態を含みます。





サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券・保険契約継続証と共に  
お送りする「自動車保険サービスガイド」でご確認ください（Web約款を選択いただいた場合には、  
当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」にログインのうえ、ご確認をお願いします）。

※ロードサービス費用特約・代車補償拡張特約とサービスのご説明です。

任意セット

つけ、①レッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送等や②応急作業を行います（ロードアシスタンスサービス）。

なる下記①・③～⑥の費用はロードサービス費用特約、⑦は代車補償拡張特約で補償します。

⑦レンタカー費用

自動車事故によりご契約のお車が修理等で使用できなくなった場合や、故障等により自力走行不能となり修理工場等にレッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送されたときに発生するレンタカー費用について、被保険者が実際に負担した「1日あたりのレンタカー費用（保険証券・保険契約継続証に記載された保険金日額を限度とします）」にレンタカー使用日数（30日（故障等の場合は15日）を限度とします）を乗じた額をお支払いします（レンタカー費用保険金）。なお、保険金日額は5,000円～20,000円の範囲で1,000円単位に設定できます。

自力走行不能でレッカー <sup>けん</sup> 牽引・搬送された場合		レッカー <sup>けん</sup> 牽引・搬送されない場合	
事故	故障・トラブル	事故	故障・トラブル
○	○	○	×

POINT レンタカー費用の補償で、もう1歩先の安心をプラス!

万が一の事故でレンタカーを借りた場合、修理期間が長期化するほど高額なレンタカー費用が発生します。当社のクルマのトラブルサポートでは修理期間中に発生する高額なレンタカー費用にも備えられるため安心です。 レンタカー会社料金例（2022年7月現在 当社調べ）

【お客さまご自身で借りた場合のレンタカー料金例】

お車の種類	20日間借りた場合のレンタカー料金の目安(税込)	(ご参考)1日当たりのレンタカー料金の目安
コンパクトカー	122,100円	6,000円
セダン	200,200円	10,000円
SUV	256,850円	13,000円
ワンボックス	313,500円	16,000円

- ※1 レンタカー費用は、次のお車が補償の対象となります。・自家用8車種 ・自家用普通貨物車（最大積載量2トン超） ・自家用バス ・普通ダンプカー（最大積載量2トン以下） ・普通ダンプカー（最大積載量2トン超） ・小型ダンプカー ・特種用途自動車（キャンピング車以外） ・A種工作車（クレーン・ショベル付） ・A種工作車（その他） ・B種工作車 なお、レンタカー、教習用自動車および上記以外のお車には代車補償対象外特約が自動的にセットされ、レンタカー費用の補償は対象となりません。
- ※2 ロードサービス費用特約がセットされたご契約には、代車補償拡張特約が自動セットされます。レンタカー費用の補償を希望されない場合は、代車補償対象外特約をセットしていただきます。
- ※3 ロードサービス費用特約がセットされない場合は、レンタカー費用の補償も対象外となります。
- ※4 ノンオペレーションチャージ（レンタカーで事故を起こされ、車両の修理が必要となった場合の車両の営業補償料等）についてはお客さまのご負担となります。

事故または故障・トラブルのときは

- お電話であいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター（0120-024-024）<sup>(注)</sup>にご連絡ください（裏表紙参照）。  
(注)「タフビズ事業用自動車総合保険（つながるプラン）」の場合は、つながるクルマの保険事故受付デスク（0120-907-995）へご連絡ください。
- テレマティクス自動車保険をご契約のお客さまは当社の専任オペレータから安否確認コールを実施します。  
安否確認コール後、お客さまの要請に応じてロードアシスタンスサービスの手配を実施します（P6、P8、P10参照）。
- LINEでもロードアシスタンスサービスをご利用いただけます。  
※1 本サービスは、電話機能およびLINEアプリをご利用いただけるスマートフォン端末のみ、ご利用いただけます。  
※2 LINEは、LINE株式会社の登録商標です。  
LINEの友だち追加はこちら!



耳や言葉の不自由なお客さまも、Web機能や「手話・筆談通訳サービス」を使って当社担当者へご連絡いただけます。詳細は当社ホームページでご参照ください。

【手話・筆談通訳サービス】

テレビ電話を通じて、お客さまとオペレータが手話や筆談でやりとりし、それと同時に当社担当者へ電話（音声）にて通訳します。お客さま・事故のお相手



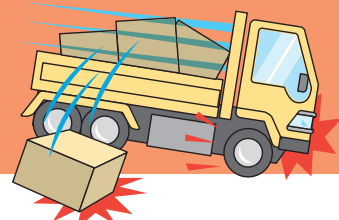
- 保険金をお支払いする際には、各費用を負担したときの領収書等が必要となる場合があります。
- ご契約のお車の走行不能の発生原因が、キーの紛失、燃料切れ（電欠等を除きます）等の場合は、お支払いの対象となりません<sup>(注1)</sup>。  
(注1) レッカー牽引・搬送した場合の費用は、レッカー現場急行サポートで補償します。また、レッカー現場急行サポートを利用した場合で、ホテル等に臨時に宿泊した場合の費用、ご自宅またはご契約のお車の出発地まで移動するために要した費用は、初期対応コンシェルジュサービスで補償します。
- ロードアシスタンスサービスの対象となる自動車は、保険証券・保険契約継続証に記載されたご契約のお車となります。  
※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。また、「ファミリーバイク（人身傷害型）特約」「ファミリーバイク（自損・無保険車傷害型）特約」対象の原動機付自転車、「他車運転特約」対象のお車等、ご契約のお車以外の自動車は対象となりません。
- ロードアシスタンスサービスをご利用いただける方は、ご契約のお車に乗車中の方（一時的にご契約のお車から離れていた場合であっても、事故または故障・トラブルの前後の状況から乗車していたとみなされる方を含みます）となります。ご契約のお車の使用について正当な権利を有する方の承諾を得ないでご契約のお車に乗車中の方はご利用いただけません。
- 出動業者の現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ロードアシスタンスサービスは、当社の提携会社であるMS&ADگرانアシスタンス（株）がご提供します。
- ロードアシスタンスサービス（レッカー現場急行サポート（初期対応コンシェルジュサービス）・クイック修理サービス）はロードサービス費用特約をセットした場合にご利用いただけます。ロードサービス費用特約のセットを希望されない場合は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。ただし、その場合はロードアシスタンスサービスをご提供しません（有料による出動業者への取次ぎも行いません）。
- ロードアシスタンスサービス（レッカー現場急行サポート（初期対応コンシェルジュサービス）・クイック修理サービス）のご利用の際は、あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター（0120-024-024）<sup>(注2)</sup>に必ず事前にご連絡ください。お客さまご自身で修理業者を手配された場合は、クイック修理サービスの対象となりません。なお、お客さまご自身で手配されたレッカー<sup>けん</sup>牽引・搬送等の費用は、ロードサービス費用特約の対象となる場合がありますので、ご契約の代理店・扱者または当社へご連絡ください。  
(注2) 「タフビズ事業用自動車総合保険（つながるプラン）」の場合は、つながるクルマの保険事故受付デスク（0120-907-995）へご連絡ください。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他（契約概要のご説明等）

# 事業用の補償



## 企業・団体見舞費用特約

対人賠償保険および対物賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

ご契約のお車の対人事故・対物事故により負担する見舞金等の費用を補償します。

ご契約のお車の所有、使用または管理に起因する対人・対物事故により、当社の事前承認を得て下表の見舞金等の費用を負担した場合に保険金をお支払いします。ただし、対物事故については、対物被害者1名の損害の額が20万円以上となる場合に限りです。

区分	支払内容	支払限度額・回数限度				対物事故
		対人事故 <sup>(注)</sup>				
		対人被害者が死亡の場合	対人被害者に20日以上入院が必要な場合	対人被害者に1日以上20日未満の入院が必要な場合	対人被害者に通院のみが必要な場合	
①見舞金等費用保険金	香典、見舞金または見舞品・供物の購入費用	30万円	10万円	5万円	3万円	左記①～③を合計して1事故につき3万円
②交通費用保険金	見舞い・葬儀参列等のために要した交通費	支払限度額 片道2万円				
		回数限度 3回	2回	1回	1回	
③宿泊費用保険金	見舞い・葬儀参列等のために要した1泊分の宿泊費	支払限度額 1万円				
		回数限度 3回	2回	1回	1回	

(注) 1回の対人事故および対人被害者1名についての支払限度額および回数限度であり、複数の方で訪問されても重ねてお支払いできません。

## 対人賠償使用人災害特約

記名被保険者が法人または個人事業主で、対人賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

対人賠償保険で補償されない「業務中の使用人を死傷させた場合」も補償します。

対人賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故の範囲を拡大し、被保険者である使用者の業務に従事中の使用人の方を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担する場合にも、対人賠償保険金をお支払いします。

## 搭乗者傷害事業主費用特約

人身傷害保険または搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。

任意セット

役員・使用人が死亡・後遺障害を被った場合に、事業主が臨時に負担する費用を補償します。

自動車事故により、ご契約のお車に乗車中の記名被保険者の役員・使用人の方(以下、補償対象者といいます)が死亡または後遺障害を被った場合に、記名被保険者である事業主が葬儀費用・香典・代替者求人採用費用等を臨時に負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします<sup>(注)</sup>。

(注) 1回の事故、補償対象者1名につき、200万円を限度に保険金をお支払いします。

ただし、補償対象者の遺族または補償対象者に支払われた香典、弔慰金等の費用については、100万円(後遺障害の場合は程度に応じて30万円、50万円、100万円)限度となります。

## 対物賠償非所有管理財物特約

対物賠償保険をセットしたご契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカー、A種工作車(クレーン・ショベル付)を除きます。

任意セット

対物賠償保険で補償されない「他人から借りて管理中の建物等の財物を壊してしまった場合」も補償します。

対物賠償保険の保険金がお支払いの対象となる事故の範囲を拡大し、取引先等から借りて使用または管理する建物、設備・装置、什器・備品等の財物(非所有管理財物といいます)に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合にも、対物賠償保険金をお支払いします。

## 運送業者受託貨物賠償特約

運送業のために使用される営業用の貨物自動車にご希望によりセット可能です。

任意セット

荷主等から引き受けた貨物の損害や、荷役作業に伴う対人事故・対物事故を補償します。

運送中<sup>(注)</sup>の偶然な事故によって、ご契約のお車の車室内・トランク内・正規の荷台に積載中の被保険者が荷主等から運送を引き受けた貨物に損害が発生し、荷主等に対する法律上および契約上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、ご契約のお車の車室内・トランク内・正規の荷台への、被保険者が荷主等から運送を引き受けた貨物の積み込み作業や、保管場所までの荷卸し作業および他の自動車への積替え作業中に、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に下表の保険金額を限度に保険金をお支払いします。

(注) 被保険者が貨物を受け取った時から、通常の運送過程(仮置中を含みます)を経て、荷受人または他の輸送人に引渡した時までをいいます。

保険金の種類	保険金額	免責金額
受託貨物賠償保険金	1事故につき500万円	3万円
荷役作業賠償保険金	対人賠償 1事故、被保険者1名につき1,000万円限度	なし
	対物賠償 1事故につき200万円	



## 事業用積載動産特約

ご契約のお車が自家用8車種の場合にご希望によりセット可能です。ただし、前記のお車のうち冷凍・保冷・保温設備を有する自動車およびレンタカー、教習用自動車を除きます。

任意セット

積載した商品・什器・備品等の損害を補償します。

ご契約のお車の室内・トランク・正規の荷台等に積載した、商品や什器・備品等(事業用積載動産といいます)に発生した次の①から③の事故による損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、風雪、その他の偶然な事故によって、ご契約のお車と同時に事業用積載動産に損害が発生した事故
- ②窃盗または強盗
- ③台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災 ※紛失は対象となりませんのでご注意ください。

**事業用積載動産に含まれない物の例**

- ①船舶、航空機
- ②自動車
- ③自転車等
- ④無人機、ラジコン
- ⑤パソコン、携帯型電子事務機器
- ⑥携帯電話等
- ⑦眼鏡等の身体補助器具
- ⑧生物
- ⑨通貨等
- ⑩証書等
- ⑪プログラム、データ
- ⑫冷凍貨物等
- ⑬易損品
- ⑭その他動産

※「事業用積載動産に含まれない物」は補償の対象となりませんのでご注意ください。詳しくは、「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

費用保険金の種類	お支払いする保険金の額
損害保険金	1回の事故につき、保険金額(ご契約金額) <sup>(注1)</sup> または保険価額(時価額) <sup>(注2)</sup> のいずれか低い額を限度 (注1)50万円限度・100万円限度・200万円限度から選択(免責金額なし) (注2)損害が発生した時および場所における、損害が発生した事業用積載動産の価額
臨時費用保険金	損害保険金の10%(1回の事故、ご契約のお車1台につき100万円限度)
残存物取り片づけ費用保険金	実際に負担した残存物取り片づけ費用の額(損害保険金の10%を限度とし、1回の事故、ご契約のお車1台につき100万円限度)

## その他の補償



### 他車運転特約

記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のお車の用途車種が自家用8車種の場合に自動的にセットされます。

自動セット

借りたお車での事故をご自身の保険で補償します。

記名被保険者またはそのご家族<sup>(注1)</sup>の方が、用途車種が自家用8車種である他人の自動車を臨時に借用して運転しているとき(駐車または停車中を除きます)に起こした事故について、他人の自動車をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害・車両)をお支払いします<sup>(注2)</sup>。

(注1)記名被保険者が法人のご契約で指定運転者を設定している場合は、「記名被保険者」を「指定運転者」と読み替えて適用します(P27参照)。  
(注2)運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。  
※記名被保険者が個人の場合、または法人で指定運転者を設定した場合で、ご契約のお車の用途車種が自家用二輪自動車または原動機付自転車の場合、他車運転(二輪・原付)特約がセットされます。他車運転特約とは保険金をお支払いする条件等が異なりますので、詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。



### 臨時代替自動車特約

自動セット

整備・修理・点検等の間に臨時で借りたお車での事故をご自身の保険で補償します。

ご契約のお車が整備・修理・点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、記名被保険者が臨時に借用した自動車<sup>(注1)</sup>を使用しているときの事故について、臨時に借用した自動車<sup>(注1)</sup>をご契約のお車とみなして、ご契約のお車の契約条件に従い、保険金(対人賠償・対物賠償・人身傷害・自損傷害・無保険車傷害・車両)をお支払いします<sup>(注2)</sup>。

(注1)記名被保険者、その配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子およびこれらの方の役員・使用人が所有(所有権留保条項付売買契約による購入および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます)する自動車を除きます。  
(注2)運転者限定・運転者年齢条件を設定した場合は、限定した運転者の範囲と異なる方や運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故については、原則として保険金をお支払いできません。



### 弁護士費用に関する特約

任意セット

保険会社が示談交渉を行えない「もらい事故」の場合などに弁護士費用等をお支払いします。

被保険者が自動車事故や日常生活事故<sup>(注1)</sup>によって、身体や財物に被害を被り、相手の方に損害賠償請求を行う場合、または自動車事故によって被保険者に法律上の賠償責任がないにもかかわらず、損害賠償請求された場合における弁護士・損害賠償請求等費用(300万円限度<sup>(注2)</sup>)、法律相談費用(10万円限度)について、保険金をお支払いします。

特約名	補償する事故	自動車事故	日常生活事故 <sup>(注1)</sup>	
			自転車事故	自転車事故以外
弁護士費用(自動車事故型)特約		○	×	×
弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約 <sup>(注3)</sup>		○	○	○
弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 <sup>(注3)(注4)</sup>		○	○	×

○ 補償します  
× 補償できません

(注1)日常生活事故とは、「歩行中、自転車に追突されケガをした場合」など、自動車事故以外の、日本国内で発生した偶然な事故をいいます。  
(注2)弁護士・損害賠償請求等費用の実費が300万円以内の場合であっても、特約に定める各費用(着手金・報酬金等)の支払限度額を超える金額については、自己負担となります。  
(注3)記名被保険者が個人の場合にご希望によりセット可能です。  
(注4)自転車賠償特約をセットしたノンフリート契約にご希望によりセット可能です。ただし、レンタカーおよび教習用自動車を除きます。

⚠ 弁護士等に委任する場合は、当社の事前承認が必要ですので、あらかじめ当社へご連絡ください。 下記のご契約があるお客さまへもご確認ください。

#### 複数のご契約があるお客さまへ

記名被保険者が個人の場合、弁護士費用(自動車事故型)特約<sup>(注)</sup>、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約は、1つのご契約のみにセットしていただくと、記名被保険者またはそのご家族の方が、これらの特約の支払対象事故にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約があるときは、他のご契約によって補償することも可能なため、重複部分の保険料が無駄になることがあります。ただし、特約をセットしない契約のお車を「友人・知人等」が運転する場合、「友人・知人等」は補償されませんのでご注意ください。

(注)記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車に乗車中の方、ご契約のお車(ご契約のお車の積載物を含みます)のみが補償対象となりますので、お車ごとに特約をセットしていただく必要があります。 ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化(同居から別居への変化等)があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

ノンフリート契約では、運転する方等によって保険料が異なります。ご契約にあたり、下記の事項についてご確認ください。

## 1 記名被保険者について

### (1) 記名被保険者をご確認ください。

記名被保険者は、「対人賠償保険・対物賠償保険等の被保険者（補償の対象となる方）の範囲」、「等級・事故有係数適用期間の継承範囲」、「記名被保険者年齢別料率区分」等を決めるための重要な事項です。

ご契約のお車を「主に使用される方」<sup>(注)</sup>等から1名（法人が使用される場合は1法人）を設定してください。

（注）ご契約のお車を「主に使用される方」とは、次のいずれかの方をいいます。

①主たる運転者（運転頻度の高い方） ②「ご契約のお車の所有者」や「自動車検査証上の使用者」等、実際にご契約のお車を自由に支配・使用している方

### (2) 記名被保険者の生年月日をご確認ください。記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の場合

運転者年齢条件を「26才以上補償」でご契約の場合は、始期日時点での記名被保険者の年齢に応じて、「記名被保険者年齢別料率区分」の保険料を適用します。「記名被保険者年齢別料率区分」は、保険料を算出するための区分であり、補償される運転者の範囲ではありません。

#### 【記名被保険者年齢別料率区分】

29才以下	30～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65～69才	70～74才	75才以上
-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

※1 記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点での年齢に応じて、「記名被保険者年齢別料率区分」の保険料を適用します。

※2 保険期間が1年を超えるご契約の場合、保険年度ごとに、始期日の応当日時点での記名被保険者の年齢に応じて、「記名被保険者年齢別料率区分」を適用します。

## 2 指定運転者の設定について

### 指定運転者についてご確認ください。記名被保険者が法人の場合

記名被保険者が法人の場合、法人の代表権を有する方1名を「指定運転者」として設定することにより、ご契約内容によって下表のとおり、指定運転者とそのご家族<sup>(注1)</sup>の方が他の自動車を運転中、他の自動車に乗車中または歩行中・自転車乗車中の場合等、各特約に基づき補償を受けることが可能となります。補償内容の詳細につきましては、各特約をご覧ください。

適用される特約	ご契約のお車の用途車種（二輪自動車・原動機付自転車を除きます）		○自動的にセットされます ×セットされません
	自家用8車種	左記以外	
自動車事故特約 <sup>(注2)</sup>	○	○	（注1）ご家族とは、指定運転者の配偶者、指定運転者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子をいいます。 （注2）人身傷害保険がセットされているご契約に限りです。 （注3）無保険車傷害特約がセットされているご契約に限りです。
無保険車傷害特約 <sup>(注3)</sup>	○	○	
他車運転特約	○	×	

#### 複数のご契約があるお客さまへ

1つのご契約のみに指定運転者を設定していれば、指定運転者またはそのご家族の方が「歩行中や特約の条件を満たす他の自動車に乗車中等の自動車事故」にあわれた場合も補償されます。この場合、複数のご契約に同一の指定運転者を設定したときは、他のご契約によって補償することも可能なため、**重複部分の保険料が無駄になることがあります**ので、ご契約に際してはご確認ください。

※複数あるご契約のうち、指定運転者を1つのご契約のみに設定している場合は、そのご契約が解約となったときや、ご家族の状況変化（同居から別居への変化等）があったときに、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## 3 補償される運転者の範囲について

運転者限定・運転者年齢条件を設定することによって保険料が安くなります。ただし、限定した運転者の範囲と異なる方がご契約のお車を運転中の事故および運転者年齢条件を満たさない場合の事故については、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。






### ● 運転者限定：「本人・配偶者限定」<sup>(注1)</sup>

※1 記名被保険者が個人で、ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の場合、運転者の範囲をご確認ください。

### ● 運転者年齢条件<sup>(注2)</sup>：「年齢を問わず補償」「21才以上補償」「26才以上補償」

※2 ご契約のお車が自家用（普通・小型・軽四輪）乗用車の場合、運転者の年齢をご確認ください。

【記名被保険者が個人の場合】記名被保険者が法人の場合は、運転するすべての方に運転者年齢条件が適用されます。 ○ 補償します × 補償できません

運転者限定	運転者の範囲				
	 ①記名被保険者	 ②①の配偶者	 ③①または②の同居の親族	 ④①または②の別居の未婚 <sup>(注3)</sup> の子 <sup>(注4)</sup>	 ⑤①～④以外の方（友人・知人等）
本人・配偶者限定 <sup>(注1)</sup>	○	○	×	×	×
限定なし	○	○	○	○	○
運転者年齢条件	運転者年齢条件を満たした場合に○ <sup>(注2)</sup>			運転者年齢条件にかかわらず○ <sup>(注5)</sup>	

（注1）記名被保険者のみが運転する場合は、「本人・配偶者限定」を選択してください。記名被保険者に配偶者がいない場合も選択できます。

（注2）記名被保険者が法人の場合は、ご契約のお車を運転する可能性のある最も若い方の年齢に応じ、運転者年齢条件を選択してください。

（注3）これまでに婚姻歴がないことをいいます。

（注4）①と②が別居している場合など、未婚の子が③④のいずれにも該当する場合は、③として取り扱います。

（注5）④⑤の方が、①～③の方が営む事業の業務（家事を除きます）に従事する従業員である場合は、運転する可能性のある方の年齢をご確認ください。運転者年齢条件を満たした場合に補償します。

# 保険料決定の仕組み

## 1 等級別割引・割増制度

ノンフリート契約では、1～20等級および「無事故」「事故有」の区分による保険料の割引・割増制度があります。

この制度では、保険金をお支払いする事故の有無・区分・件数および事故有係数適用期間 **26** 等により、等級および「無事故」「事故有」の区分を決定します（決定した等級および「無事故」「事故有」別の割増引率をご契約に適用します。ご契約の事故有係数適用期間が「1～6年」の時は「事故有」の割増引率を適用します）。※本制度はご契約の始期日時点における内容であり、将来変更となる場合があります。

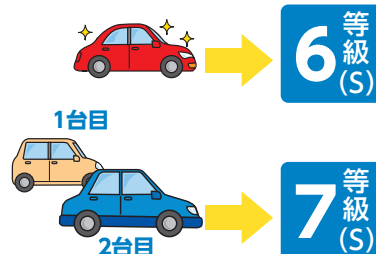
### (1) 新たに契約する場合の等級・事故有係数適用期間

#### ●はじめてのご契約の場合

6等級(S)となり、3%の割増を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。

#### ●既に11等級以上の自動車保険<sup>(注1)(注2)</sup>があり(以下、「1台目のご契約」といいます)、2台目以降のお車について新たに契約する場合<sup>(注3)</sup>

次の「セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件」に記載の条件をすべて満たしているときには7等級(S)となり、38%の割引を適用します。また、事故有係数適用期間は0年となります。



#### セカンドカー割引(複数所有新規契約者に対する特則)の適用条件

- 1台目および2台目以降のご契約のお車が、いずれも自家用8車種であること
- 2台目以降のご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者が個人であり、それぞれ次のいずれかに該当すること

記名被保険者	ご契約のお車の所有者
<ul style="list-style-type: none"> <li>●1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者</li> <li>●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●1台目のご契約のお車の所有者</li> <li>●1台目のご契約の記名被保険者</li> <li>●1台目のご契約の記名被保険者の配偶者</li> <li>●1台目のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族</li> </ul>

(注1)当社のご契約で保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注2)他の保険会社または所定の共済とご契約を含みます。(注3)ご契約の始期日時点で1台目のご契約がある場合をいいます。

### (2) 継続して契約する場合の等級・事故有係数適用期間

継続契約(今回継続するご契約)の等級および事故有係数適用期間は【表1】のとおり決定し、【表2】の等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率を適用します。※計算した結果、6等級の場合は6等級(F)を、7等級の場合は7等級(F)を適用します。

**!** 他の保険会社(JA共済および当社の定める他の共済を含みます)からの切り替えでも、等級・事故有係数適用期間を継承できます。

【表1】

前契約(満期を迎えるご契約)における事故	無事故・ノーカウント事故	3等級ダウン事故	1等級ダウン事故
等級	前契約の等級+1	前契約の等級-3×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 継続契約 16等級 13等級 事故1件につき3つ下がります	前契約の等級-1×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 継続契約 16等級 15等級 事故1件につき1つ下がります
事故有係数適用期間	0年で変わりません	前契約の適用期間(0年)+3×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 継続契約 無事故0年 事故有3年 事故1件につき3年加えます	前契約の適用期間(0年)+1×事故件数 (事故1件の場合) 前契約 継続契約 無事故0年 事故有1年 事故1件につき1年加えます
前契約が0年	0年で変わりません	前契約の適用期間-1+(3×事故件数) (事故1件の場合) 前契約 継続契約 事故有3年 事故有5年 1年引いた後に事故1件につき3年加えます	前契約の適用期間-1+(1×事故件数) (事故1件の場合) 前契約 継続契約 事故有3年 事故有3年 1年引いた後に事故1件につき1年加えます
前契約が1～6年	前契約の適用期間-1	前契約の適用期間-1+(3×事故件数) (事故1件の場合) 前契約 継続契約 事故有3年 事故有5年 1年引いた後に事故1件につき3年加えます	前契約の適用期間-1+(1×事故件数) (事故1件の場合) 前契約 継続契約 事故有3年 事故有3年 1年引いた後に事故1件につき1年加えます

※上記【表1】は前契約の保険期間が1年の場合です。保険期間が1年を超える場合は、取扱いが異なります。詳細については代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

【表2】等級および「無事故」「事故有」区分別の割増引率表

等級	割増				割引																
	1(注)	2	3	4	5	6(F)	7(F)	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割増引率(%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
	事故有	108	63	38	7	2	13	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50	51

(注) 継続契約に1等級が適用され、かつ、次のいずれも満たす場合、さらに1等級連続事故契約割増(20%割増)を適用します。ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます。

①前契約(満期を迎えるご契約)の等級が1等級であること

②前契約の保険期間中に3等級ダウン事故または1等級ダウン事故が発生していること、または前契約にこの割増を適用していること



### 26 事故有係数適用期間

「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日における残り年数)をいい、0年の場合は「無事故」の割増引率を適用します。

補償内容とサービスについて

契約条件等について

その他(契約概要のご説明等)

### (3) 等級別割引・割増制度における事故の取扱い

等級別割引・割増制度において、保険金をお支払いする事故があった場合には、事故内容により次の区分となります。

#### ●3等級ダウン事故

下記の1等級ダウン事故およびノーカウント事故に該当しない事故をいいます。

#### ●1等級ダウン事故

「車両保険<sup>(注1)</sup>」に係る事故のみで、原因が次によるものをいいます。

火災・爆発<sup>(注2)</sup>、ご契約のお車の盗難、騒擾<sup>(注3)</sup>または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風・竜巻・洪水または高潮、落書<sup>(注4)</sup>または窓ガラスの破損<sup>(注2)</sup>、いたづら<sup>(注5)</sup>、飛来中または落下中の他物との衝突、前記の他の偶然な事故(ご契約のお車と他物との衝突もしくは接触またはご契約のお車の転覆もしくは墜落は、3等級ダウン事故として取り扱います)

- (注1) 新車特約、車両全損時復旧費用特約、全損時諸費用特約、全損時諸費用倍額払特約、車両超過修理費用特約、リースカー車両費用特約、リースカー車両費用に関する修理費優先払特約に係る事故を含みます。
- (注2) 飛来中もしくは落下中の物以外の他物との衝突・接触、転覆または墜落によって発生した事故は、3等級ダウン事故として取り扱います。
- (注3) 多数の群衆もしくは多数の者の集団行為またはこれに対する公権力の行使によって、数街区以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が発生する状態をいいます。
- (注4) ご契約のお車に、人為的に「書かれた」または「描かれた」文字、絵、線等で、損傷が鋼板まで達しない程度のものをいいます。一般的には鋼板部分のへこみを伴ういたづら傷は「落書」には該当しませんが、具体的な判定は事故ごとに行います。
- (注5) 「ご契約のお車の運行によるもの」および「ご契約のお車と他の自動車(原動機付自転車を含みます)との衝突または接触によるもの」は、3等級ダウン事故として取り扱います。

#### ●ノーカウント事故

次の補償・特約に係る事故をいい、事故件数に含めません。

- |   |                       |                        |                         |                      |
|---|-----------------------|------------------------|-------------------------|----------------------|
| ●対人臨時費用特約                                     | ●自動車事故特約              | ●搭乗者傷害(入院/一時金)倍額払特約    | ●地震・噴火・津波「車両全損時」特約      | ●自転車賠償特約             |
| ●対歩行者等傷害特約                                    | ●無保険車傷害特約             | ●搭乗者傷害(入院/日数)特約        | ●日常生活賠償特約               | ●弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約 |
| ●不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約 <sup>(注6)</sup> | ●傷害一時金特約              | ●弁護士費用(自動車事故型)特約       | ●ファミリーバイク(人身傷害型)特約      | ●企業・団体見舞費用特約         |
| ●心神喪失等による事故の被害者救済費用特約 <sup>(注6)</sup>         | ●傷害一時金(1万円・10万円)特約    | ●ロードサービス費用特約           | ●ファミリーバイク(自損・無保険車傷害型)特約 | ●事業用積載動産特約           |
| ●遠隔地被害者臨時費用特約                                 | ●傷害一時金(1万円・10万円)倍額払特約 | ●入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約 | ●搭乗者傷害(自損・無保険車傷害型)特約    | ●運送業者受託貨物賠償特約        |
| ●人身傷害保険                                       | ●搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約     | ●代車補償拡張特約              | ●搭乗者傷害事業主費用特約           |                      |

(注6) 不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の支払いと同時に対人賠償保険または対物賠償保険に付随する特約の保険金支払いがあった場合もノーカウント事故として取り扱います。

また、上記の他、下記に該当する場合も、ノーカウント事故として取り扱います。

- ・支払われる保険金が、車両保険の保険金とは別にお支払いする車両保険の費用保険金(損害防止費用、権利保全行使費用等)のみの場合
- ・車両保険無過失事故特約に定める所定の条件を満たす事故の場合
- ・道路運送車両法第41条に定める自動運行装置を使用した走行中の事故により対人賠償保険、対物賠償保険、車両保険(1等級ダウン事故除く)、自損傷害特約等に係る保険金をお支払いする場合



- 「3等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「3等級ダウン事故」と「1等級ダウン事故」が同時に発生した場合は、「3等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「1等級ダウン事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「1等級ダウン事故」として取り扱います。
- 「ノーカウント事故」と「ノーカウント事故」が同時に発生した場合は、「ノーカウント事故」として取り扱います。

#### 〈等級別割引・割増制度に関する注意事項〉

- 「前契約」には他の保険会社または所定の共済とのご契約を含みます。また、中断証明書を適用して新たに契約する場合も含みます。なお、「前契約」の保険期間が1年未満のご契約または1年を超えるご契約は取扱いが異なります。  
※前契約の始期日が平成24年9月以前の場合は、一部、取扱いが異なることがあります。
- 等級の上限は「20等級」、下限は「1等級」となります。事故有係数適用期間の上限は「6年」、下限は「0年」となります。
- 次のいずれかの場合、7～20等級を引き継ぐことはできません。
  - ・継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の翌日から7日以内でない場合
  - ・継続契約の始期日が前契約の満期日もしくは解約日の前日から過去8日以前の場合
- 次のいずれかの場合、前契約の満期日または解約日の翌日から8日以後13か月以内の日、解除日または解除日の翌日から13か月以内の日を始期日とするご契約に対しては、前契約と同一の等級・事故有係数適用期間を適用します。
  - ・前契約の等級(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じて、下がった等級とします)が1～5等級または6等級(F)の場合
  - ・事故有係数適用期間(前契約の保険期間中に事故があった場合は、事故の区分および件数に応じた事故有係数適用期間とします)が1～6年の場合
- 契約手続き後に次の事由が発生した場合等は、手続きしたご契約の等級・事故有係数適用期間を訂正させていただくことがあります。訂正の内容によっては保険料を返還または請求させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
  - ・前契約に事故が発生した場合
  - ・前契約に発生した事故について、保険金の請求を放棄した場合
  - ・前契約が解除された場合
  - 等



#### 27 成績計算期間

料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間をいいます。

#### 28 料率審査日

フリート契約者ごとに決定したフリート契約の割引・割増の適用を開始する日をいいます。なお、決定したフリート契約の割引・割増は、毎年料率審査日から次回料率審査日の前日までの期間に始期日があるすべての自動車保険に適用します。

## 2 フリート契約の割引・割増制度

フリート契約では、フリート契約者ごとに成績計算期間 **27** 内の保険金の額と保険料との割合 (損害率) 等によりフリート契約の割引・割増を決定し、ご契約に適用します。

フリート契約の割引・割増はフリート契約者ごとに決定され、毎年の「料率審査日 **28**」から適用を開始します。なお、決定された割引・割増は、始期日が料率審査日から次回料率審査日の前日までの間にあるご契約に適用します。

	10台到達日 <b>29</b> に全車両一括特約 <b>30</b> をセットする場合	10台到達日に全車両一括特約をセットしない場合
第1回料率審査日	10台到達日の1年後の応当日	10台到達日の18か月後の応当日の属する月の初日
第2回以降の料率審査日	第1回料率審査日の毎年の応当日	

### (1) 始期日が10台到達日から第1回料率審査日の前日までの間にあるご契約

お車1台ごとに、等級別割引・割増制度 (P28参照) により決定される割引・割増を適用します。

### (2) 始期日が第1回料率審査日以降、毎年の料率審査日から翌年の料率審査日の前日までの間にあるご契約

成績計算期間内の損害率、前年の割引・割増および成績計算期間の末日時点での総付保台数により割引・割増を決定し、料率審査日以降の1年間に始期日があるすべてのフリート契約のお車に同一の割引・割増を適用します。

#### 【成績計算期間】

10台到達日に全車両一括特約をセットする場合、セットしない場合により、次のいずれかとなります。

10台到達日に全車両一括特約をセットする場合	料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去1年間。 ただし、第1回料率審査日の場合は料率審査日の属する月の初日の6か月前の過去6か月間
10台到達日に全車両一括特約をセットしない場合	料率審査日の6か月前の過去1年間

#### 【損害率】

次の計算式により算出します。ただし、始期日が10台到達日より前のご契約にかかわるものを除きます。

$$\text{損害率(\%)} = \frac{\text{保険金(注1)}}{\text{保険料(注2)}} \times 100$$

(注1) 保険金は次のとおり計算します。

$$\text{① 成績計算期間内にお支払いした保険金} + \text{② 成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額} - \text{③ 前回の成績計算期間の末日時点でお支払いしていない保険金の見込額}$$

(注2) 成績計算期間に対応する保険料を、フリート割引・割増等を適用する前の額に修正したものとなります。

### (3) 成績計算期間の末日時点で総付保台数が9台以下となったご契約

次回の料率審査日からノンフリート契約として、等級別割引・割増制度による等級を適用します。

なお、事故有係数適用期間は0年となります。

## 3 型式別料率クラス制度

自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車においては、お車の型式ごとに決定された料率クラスにより保険料が変動します。

自動車の「型式」ごとの保険成績を基に、「対人賠償・自損傷害」、「対物賠償」、「傷害」、「車両」の各々について、自家用普通乗用車・自家用小型乗用車では「1」から「17」までの17段階、自家用軽四輪乗用車では「1」から「3」までの3段階に区分した料率クラスを保険料に適用する制度を導入しています。「型式別料率クラス」は、損害保険料率算出機構が各保険会社から集計した保険成績に基づいて決定し、原則として毎年1月1日に、現在の料率クラスが適正であるか見直しを行っています。具体的には、その型式の保険成績が「基準保険成績 (損害保険料率算出機構が決定します)」よりも低い場合はクラスが下がり (保険料が安くなります)、高い場合はクラスが上がります (保険料が高くなります)。そのため、ご契約のお車の型式によっては、前契約で事故を起こしていない場合でも、次年度の保険料が上がるケースがあります。

対物賠償の事故発生状況が悪化すると…

対人・自損クラス 9	対物クラス 9	傷害クラス 9	車両クラス 9
対人・自損クラス 9	対物クラス 10	傷害クラス 9	車両クラス 9

対物クラスが上がり、対物保険料が高くなります

### **29** 10台到達日

損害保険会社で保険期間1年以上の自動車保険を契約いただいている「所有・使用自動車」の総付保台数が10台以上となった日をいいます。なお、JA共済等の自動車共済で契約されているお車は、総付保台数に含めません。

### **30** 全車両一括特約

フリート契約者が所有・使用するすべての自動車について、自らを記名被保険者として1保険証券で一括して契約する場合にセットします。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## 4 各種割引制度

一部の特約は割引の対象となりません。割引内容や適用条件等の詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

対象契約が、ノンフリート契約の場合は「NF」、フリート契約の場合は「F」と表示します。

### ASV割引

NF F

9%割引

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

- ①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車であること
- ②衝突被害軽減ブレーキ(AEB)が装備されていること(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の装置に限ります)
- ③ご契約のお車の型式が発売された年度(4月始まり)に3を加算した年の12月末以前に始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)があること

### ECOカー割引(先進環境対策車割引)<sup>(注1)</sup>

NF F

3%割引

始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して13か月以内の[ハイブリッド車]、[電気自動車・PHV]、[燃料電池車]または[CNG車(圧縮天然ガス自動車)]の場合、保険料が割引となります。

- ハイブリッド車とは…車検証の「備考」欄に「\*\*\*式ハイブリッド自動車」または「ハイブリッド車」と記載がある自動車
- 電気自動車・PHVとは…車検証の「燃料の種類」欄に「電気」または「ガソリン・電気」と記載がある自動車
- 燃料電池車とは…車検証の「備考」欄に燃料電池車であることと記載がある自動車
- CNG車(圧縮天然ガス自動車)とは…車検証に燃料が圧縮天然ガス(CNG)であることと記載がある自動車

### 福祉車両割引<sup>(注1)</sup>

NF F

3%割引

車いす移動車や身体障害者輸送車などで一定の条件を満たす自動車の場合、保険料が割引となります。

※本割引の対象となるお車の条件については、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

### 新車割引

NF F

2～36%割引

用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車で、始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して49か月以内の場合、保険料が割引となります。

		対人賠償保険	対物賠償保険	人身傷害保険	傷害一時金	自損傷害特約	搭乗者傷害	車両保険
自家用普通乗用車	6等級(S) <sup>(注2)</sup>							36%割引
自家用小型乗用車	上記以外							11%割引
自家用軽四輪乗用車	6等級(S) <sup>(注2)</sup>							29%割引
	上記以外							2%割引

### ドーン!とおまかせ(耐損傷性・修理性割引)

NF F

車両保険5%・10%割引<sup>(注3)</sup>

下記①～③の条件をすべて満たすご契約について、車両保険料が割引となります。

- ①用途車種が自家用(普通・小型・軽四輪)乗用車かつ新型式の自動車であること
- ②当社の衝突実験装置を用いて行われる所定の衝突実験により、耐損傷性・修理性の改善度にかかわる所定の基準を満たしていること
- ③始期日(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、各保険年度における始期日の応当日)の属する年月が初度登録(検査)年月の翌月から起算して13か月以内であること

### ワンサポ無事故割引(24時間自動車保険無事故割引)<sup>(注4)</sup>

NF

2～20%割引

下記①～④の条件をすべて満たすご契約について、保険料が割引となります。

- ①記名被保険者が個人のノンフリート契約で、用途車種が自家用8車種であること(ただし、レンタカーおよび教習用自動車は除きます)
- ②前契約がなく、ご契約の等級が6等級(S)または7等級(S)で「事故有」の割引率が適用されていないこと
- ③ご契約の記名被保険者とワンデーサポーター(24時間単位型自動車運転者保険)の記名被保険者が同一であること
- ④ご契約の始期日の前日から過去3年間に満期日のあるワンデーサポーターのご契約回数<sup>(注5)(注6)</sup>が5回以上で、かつ、その契約に事故が発生していないこと<sup>(注7)</sup>

ワンデーサポーターのご契約回数 <sup>(注5)(注6)</sup>	6等級(S)	7等級(S)
5～9回	8%割引	2%割引
10～19回	15%割引	4%割引
20回以上	20%割引	5%割引

### ノンフリート多数割引

NF

3・4・6%割引

1保険証券<sup>(注8)</sup>で2台以上まとめてご契約いただく場合、保険料が割引となります。

- ※1 記名被保険者が保険契約者ご自身、保険契約者の配偶者、保険契約者またはその配偶者の同居の親族である必要があります。
- ※2 ノンフリート多数割引適用契約は、割増なく保険料を分割払で払い込みいただけます。
- ※3 フリート契約者が1保険証券で複数台のお車をまとめてご契約いただく場合、保険料が割引となるフリート多数割引(またはフリート多数割引(9台以下))を適用します。本割引の詳細は代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

ご契約台数	ノンフリート多数割引
2台	3%割引
3～5台	4%割引
6台～	6%割引

(注1)ECOカー割引(先進環境対策車割引)と福祉車両割引の条件を共に満たす場合は、福祉車両割引を適用します。

(注2)保険期間が1年を超えるご契約の場合、6等級(S)に対する割引は初年度のみ適用されます(2年度目以降も割引が適用となる場合は、2年度目以降は6等級(S)以外の割引率を適用します)。

(注3)耐損傷性・修理性の改善度合いによって割引率を決定します。

(注4)保険期間が1年を超えるご契約の場合、初年度のみ適用します。

(注5)ワンデーサポーターのご契約回数は、24時間単位型自動車運転者保険契約で付与された証券番号の件数をいいます。例えば、1回のお手続きで7日間のご契約を締結し、7つの証券番号が付与された場合、ご契約回数は7回となります。ただし、当社の定める個人間カーシェア事業者を保険契約者とする24時間単位型自動車運転者保険契約で保険期間が12時間の場合は0.5回とカウントします。ご契約回数を合計した結果、1未満の端数が発生した場合には、小数点以下を切り捨てます。

(注6)ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間のカーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限り)の累計走行距離について、100kmを1回としてワンデーサポーターのご契約回数とみなします。

(注7)ご契約の記名被保険者が当社指定のカーシェアリングサービスを利用している場合、ご契約の始期日の前日から過去3年間、カーシェアリングサービス利用中(走行距離等の当社提供に関する同意後の走行に限り)に事故が発生していないことも割引適用の条件となります。

(注8)保険期間が1年を超えるご契約(一時払を除きます)の場合、または「タフ・つながるクルマの保険」とまとめてご契約いただく場合は、複数の保険証券でのご契約であっても、代理店・扱者、各保険証券の始期日・満期日、保険契約者がすべて同一であるときに、ノンフリート多数割引を適用します。



# 保険料の払込方法

## 1 保険料の払込方法（「タフビズ事業用自動車総合保険（つながるプラン）」以外）

ご契約時の保険料は簡単・便利な「キャッシュレス」での払込みをおすすめします。

主なキャッシュレスの払込方法	概要	〇 選択できます × 選択できません	
		一時払	分割払 <sup>(注1)</sup>
口座振替	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。	〇	〇
クレジットカード払 (登録方式) <sup>(注2)</sup>	当社が取扱可能なクレジットカードによって払い込む方法です。なお、保険契約者が個人の場合、クレジットカードの名義は、保険契約者本人、保険契約者の配偶者またはその親族名義のクレジットカードに限ります。	〇	〇
払込票払 <sup>(注2)</sup>	ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に、当社所定の払込取扱票によって保険料スマホ決済サービス <sup>(注3)</sup> 、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行(郵便局)またはペイジーにて払い込む方法です。	〇	×
請求書払 <sup>(注2)</sup>	保険契約者が法人で、ご契約の保険料を一時払で払い込む場合に当社が発行した請求書によって払い込む方法です。	〇	×

※事故の発生が初回保険料の払込前<sup>(注4)</sup>の場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要です。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。  
 (注1) 保険料が一時払に比べて5%増となります。なお、契約条件によって分割払による割増のない保険料大口分割払特約を適用できる場合があります。  
 (注2) 代理店・扱者により、取り扱いしていない場合があります。また、保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。(注3) 保険契約者のスマートフォン・タブレット等でQRコード<sup>(注5)</sup>を読み取り、決済方法を選択して手続きを行う決済サービスです。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。  
 (注4) 保険料払込方法が口座振替の場合は「初回保険料引落とし前」、クレジットカード払(登録方式)の場合は「クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認前」、払込票払・請求書払の場合は「保険料の払込手続前」をいいます。(注5) QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

### ＜口座振替の注意事項＞

初回保険料の払込期日に口座振替不能となり、払込期日の翌々月末日(払い込まなかったことについて保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合に限り)を経過しても保険料の払込みがない場合は、保険金をお支払いできない場合があります。また、原則として、ご契約を解除しますのでご注意ください。

**!** 保険料一般分割払特約をセットしたご契約で、2か月連続で口座振替不能となった回数が保険期間を通じて2回目以降となる場合には、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求させていただきます。

### 初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合のお手続き

- 初回保険料を口座振替にて払い込んでいただく場合は、ご契約時に「自動車保険申込書」と「ネット口座振替受付サービス」または「口座登録端末<sup>(注)</sup>」または「口座振替申込書」にてお手続きください。  
 (注) レジペイやPal-cute等キャッシュカードを利用して口座登録する端末をいいます。
- ご継続の保険料を払い込んでいただく際に口座振替をご利用いただく場合は、「自動車保険申込書」を始期日の属する月の前月末までにご提出いただくようお願いいたします。

## 2 保険料の払込方法（「タフビズ事業用自動車総合保険（つながるプラン）」）

保険料(基本保険料、運転分保険料)は、口座振替、「TS CUBIC CARD」(クレジットカード払)または保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じてキャッシュレスで払い込んでいただけます。  
 ※1 保険料は、一時払または分割払のいずれかから選択していただけます。分割払の場合は、保険料が一時払に比べて5%増となります(団体扱・集団扱を除きます)。  
 ※2 運転分保険料の計算の単位は、各月の始期応当日から翌月の始期応当日前日までの1か月間で、初回基本保険料払込月の翌月から運転分保険料を払い込んでいただけます。ただし、一時払や保険期間が1年を超えるご契約で年払方式の場合は、年間の運転分保険料を一括して払込期日に払い込んでいただけます。また、団体扱・集団扱はご契約の団体・集団によって払い込んでいただくタイミングが異なります。  
 ※3 解約時の未払込保険料等については、当社に直接払い込んでいただくことがあります。

### 保険料お引落としのサイクル (例) X年4月10日を始期日とする契約(1年契約)の保険料を払い込んでいただく場合

【一時払】				【分割払】			
払込方法	基本保険料	運転分保険料	払込方法	基本保険料	運転分保険料		
口座振替	X年5月お引落とし	X+1年5月お引落とし <sup>(注1)</sup>	口座振替	X年5月お引落とし開始 <sup>(注2)</sup>	X年6月お引落とし開始 <sup>(注3)</sup>		
クレジット カード払	2日払 X年7月お引落とし	X+1年7月お引落とし <sup>(注1)</sup>	クレジット カード払	2日払 X年7月お引落とし開始 <sup>(注2)</sup>	X年8月お引落とし開始 <sup>(注3)</sup>		
	17日払 X年6月お引落とし	X+1年6月お引落とし <sup>(注1)</sup>		17日払 X年6月お引落とし開始 <sup>(注2)</sup>	X年7月お引落とし開始 <sup>(注3)</sup>		

(注1) 年間の運転分保険料(走行距離および運転特性に応じる)を一括して払い込んでいただけます。(注2) 以降、毎月払い込んでいただけます。  
 (注3) 以降、走行距離および運転特性に応じて毎月払い込んでいただけます。

## 3 団体扱・集団扱のご契約について

保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じて保険料を払い込む「団体扱」や「集団扱」もあります。詳細については代理店・扱者または当社までお問合わせください。この払込方法の場合、保険契約者・記名被保険者・車両所有者・ご契約のお車が下表に該当することが条件となります。

	団体扱	集団扱
保険契約者	団体に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方またはその団体を退職した方等	(1) 団体の所属員 (右記のいずれかの方) (2) 集団自身 (3) 上記②の役員・従業員
記名被保険者・ 車両所有者 <sup>(注)</sup>	(1) 保険契約者 (2) 保険契約者の配偶者 (3) 保険契約者またはその配偶者の同居の親族 (4) 保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	(4) 集団を構成する集団の構成員 (5) 上記④の役員・従業員 (4) 左記(1)・(2)またはその配偶者の同居の親族 (5) 左記(1)・(2)またはその配偶者の別居の扶養親族
用途車種	自家用8車種	すべての用途車種

(注) 所有権留保条項付売買契約による自動車の買主および1年以上を期間とするリース契約により借り入れた自動車の借主は自動車の所有者とみなします。

**!** 保険期間の途中で上表の条件を満たさなくなった場合等に、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

# その他 (契約概要のご説明等)

## 万が一、お手続きをお忘れになった場合のサポート機能

ご契約内容の変更手続きや継続契約の手続きをうっかりお忘れになった場合に備え、次のサポート機能をご用意しています。

### ■ご契約のお車の入替自動補償特約

ご契約のお車の所有者が法人のフリート契約を除き自動的にセットされます。

保険契約締結日<sup>(注1)</sup>以降に新たに新車を取得し、廃車・譲渡・リース業者へ返還したご契約のお車と入替をする場合で、所定の条件を満たすときは、新たなお車の取得日の翌日から起算して「30日以内」に入替手続きを行っていただくことにより、取得日から車両入替の承認をするまでの期間について、新たなお車をご契約のお車とみなして補償します<sup>(注2)</sup> (取得日以降の期間に対する追加保険料の払込みが条件です)。

(注1) 継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。

(注2) 車両保険については、新たなお車を取得した時および場所における新たなお車の価額を車両保険金額とします。



入替手続きが、新たなお車の取得日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約、遠隔地被害者臨時費用特約の保険金のみがお支払い対象となります (入替手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません)。

### ■運転者限定特約・運転者年令条件特約

運転者限定や運転者年令条件を変更しなければならない以下のいずれかの場合に、その手続きをお忘れになっても、その事実発生日の翌日から起算して「30日以内」に契約内容変更の手続きを行っていただくことにより、変更後の補償内容を適用します (追加保険料の払込みがない間は適用しません)。

① 運転者限定	・保険契約締結日 <sup>(注1)</sup> 以降に、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族・別居の未婚 (これまでに婚姻歴がないことをいいます。以下同様とします) の子が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日 <sup>(注1)</sup> 以降に、新たに記名被保険者またはその配偶者 <sup>(注2)</sup> の同居の親族・別居の未婚の子に該当した場合
② 運転者年令条件	・保険契約締結日 <sup>(注1)</sup> 以降に、記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族が新たに運転免許証または仮運転免許証を取得した場合 ・保険契約締結日 <sup>(注1)</sup> 以降に、新たに記名被保険者の配偶者 <sup>(注2)</sup> 、記名被保険者またはその配偶者 <sup>(注2)</sup> の同居の親族に該当した場合

(注1) 継続手続特約または継続手続忘れサポート特約の規定により継続されたご契約である場合は、始期日とします。

(注2) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方は含みませんので、ご注意ください。



契約内容変更の手続きが、事実発生日の翌日から起算して「31日目以後」の場合には、お客さまのご契約に適用している対人賠償保険、対人臨時費用特約、対物賠償保険、対物超過修理費用特約、不正アクセス・車両の欠陥等による事故の被害者救済費用特約、心神喪失等による事故の被害者救済費用特約、遠隔地被害者臨時費用特約の保険金のみがお支払い対象となります (契約内容変更の手続きが満期日の翌日から起算して30日を超えた場合は、保険金をお支払いできません)。

### ■継続手続特約

任意セット

満期時における継続契約の手続きをお忘れになった場合 (お客さまと連絡が取れない場合等) に、自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います<sup>(注1)</sup>。満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡<sup>(注2)</sup>を行ったり、お客さまから継続しない旨の申出があった場合は自動的に継続しません。

(注1) 所定の期日までに保険料の払込みがなかった場合は、自動的に継続しません。

(注2) 過去の事故の発生状況により契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合等は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。



- 口座振替等のキャッシュレスで契約していただく場合に限りセットできます。ただし、ノンフリート多数割引 (P31参照) が適用されるご契約等、セットできない場合があります。
- 代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。

### ■継続手続忘れサポート特約

自動セット

継続契約の手続きをお忘れになった場合でも、継続前のご契約の満期日の翌日から起算して「30日以内」に手続きを行っていただき、所定の条件を満たすときは、継続前のご契約と同一の補償内容で継続したものとみなします。

※1 継続手続特約により継続契約が締結された場合は、この特約を適用しません。 ※2 この特約は、2回連続して適用することはできません。

## クルマの安心サポート

自動セット

■健康・医療・介護ご相談 (健康・医療のご相談 / 病院情報のご提供 / 夜間休日医療機関情報のご提供 / 介護のご相談)

■クルマのトラブル (法律)・税務ご相談 (法律のご相談 / 税務のご相談)

■ベテランドライバーサポート (安全運転等のご相談)

### クルマの安心サポート

良い サービス コール

0120-4132-56 (無料)

- ※おかけ間違いにご注意ください。
- ※音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または記名被保険者のお名前、ご加入の保険商品名その他、証券番号またはサービスガイドに掲載されたサービスご利用番号 (4桁) が必要となります。



- クルマの安心サポートをご利用いただける方は、保険契約者または記名被保険者となります。保険契約者または記名被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。  
※包括契約、共同保険で当社が非幹事としてお引受けしたご契約は対象となりません。
- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- クルマの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- クルマの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

## 契約概要のご説明

保険契約者と記名被保険者・車両所有者(車両保険をセットする場合)が異なる場合は、記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えくださいますようお願いいたします。

### 1.商品の仕組み

タフビズ事業用自動車総合保険(一般総合自動車保険)は大きく分けて「相手への賠償」、「おケガの補償」、「お車の補償」、「その他の補償」等により構成されています。

### 2.補償内容/セットできる主な特約およびその概要

P17～P26をご参照ください。なお、詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご参照ください。

### 3.保険金額の設定

保険金額は、補償項目ごとに決めていただくものと、あらかじめ決まっているものがあります。なお、実際に契約していただく保険金額は、保険申込書・継続確認書の「保険金額」欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

### 4.保険期間および補償の開始・終了時期

・保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約、1年を超える長期契約も可能です。

・補償は始期日の午後4時<sup>(注)</sup>に始まり、満期日の午後4時に終わります。

(注) 保険申込書・継続確認書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

### 5.保険料の決定の仕組み

保険料は、「保険種類」・「ご契約のお車の種類」・「補償内容」・「保険金額」等により決定します。お客さまが実際に払い込む保険料は、保険申込書・継続確認書等でご確認ください。

### 6.保険料の払込方法

・ご契約時の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます。P32をご参照ください。ただし、ご契約内容によっては選択できない払込方法があります。また、代理店・扱者により、取り扱いのない場合があります。

・また、一時払の場合は、ご契約と同時に現金で払い込むこともできます<sup>(注)</sup>。その場合、始期日以降であっても、ご契約の代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害または傷害については、保険金をお支払いできません。

(注) 現金で払い込んだ場合、当社所定の保険料領収証を発行します。

・タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)の場合  
保険料(基本保険料、運転分保険料)は、口座振替、「TS CUBIC CARD」(クレジットカード)または保険契約者の勤務先や所属する団体等を通じてキャッシュレスで払い込んでいただけます。

※1 保険料は、一時払または分割払のいずれかから選択していただけます。分割払の場合は、保険料が一時払に比べて5%増となります(団体扱・集団扱を除きます)。

※2 運転分保険料の計算単位は、各月の始期日当日から翌月の始期日当日前日までの1か月間で、初回基本保険料払込月の翌月から運転分保険料を払い込んでいただけます。ただし、一時払や保険期間が1年を超えるご契約で年払方式の場合は、年間の運転分保険料を一括して払込期日に払い込んでいただけます。また、団体扱・集団扱はご契約の団体・集団によって払い込んでいただくタイミングが異なります。

※3 解約時の未払込保険料等については、当社に直接払い込んでいただくことがあります。

### 7.満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

### 8.解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、ご契約の代理店・扱者または当社にお申出ください。ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。また、始期日から解約日までの保険料の払込状況等により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。

### 保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保  
カスタマーセンター

0120-721-101 **無料**

・受付時間 [平日9:00～17:00(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)]

事故・故障が起こった場合は

ただちにご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

**▲ プランに応じてご連絡先が異なりますので、ご注意ください。**

「タフビズ事業用自動車総合保険」・「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」・「タフビズ事業用自動車総合保険(プラスSプラン)」

あいおいニッセイ同和損保  
あんしんサポートセンター

0120-024-024 **無料**

・受付時間 [24時間365日]

・IP電話からは**0276-90-8850(有料)**

・おかけ間違いにご注意ください。におかけください。

「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」

つながるクルマの保険  
事故受付デスク

0120-907-995 **無料**

・受付時間 [24時間365日] ・IP電話からはつながらない場合があります。

・おかけ間違いにご注意ください。

### 指定紛争解決機関について

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定

紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 **[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]**

日本損害保険協会

そんぽADRセンター

**0570-022-808**

・受付時間 [平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。

・携帯電話からも利用できます。

・電話リレーサービス、IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

## 環境配慮と社会貢献への取組み

### ペーパーレス保険証券・Web約款をおすすめしています!

下記注意事項もご確認ください

お客さまのパソコンやスマートフォンなどから「ご契約内容」や「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等を閲覧できます。紙の使用の削減等、環境保護にもつながりますので、ぜひお選びください。



お客さまがペーパーレス保険証券・Web約款を選択された件数に応じて、各地域のNPO団体や地方公共団体等へ寄付を行っており、地域に根差した環境保護活動に役立てられています。

### 地球環境に配慮した割引・特約をご用意しています。ECO

※割引・特約の適用にあたっては条件があります。

●ECOカー割引(先進環境対策車割引) ●ドーンとおまかせ(耐損傷性・修理性割引) ●ハートフルリサイクル(リサイクル部品使用特約)



ペーパーレス保険証券・Web約款を選択していただくにあたっての注意事項

●「ペーパーレス保険証券」は「eco保険証券」のペットネームです。「保険申込書」・「重要事項のご説明」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」・「ご契約者さま専用ページ」等の表示は、「ペーパーレス保険証券」ではなく、「eco保険証券」となります。

●ペーパーレス保険証券・Web約款の閲覧には、パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となりますので、ご注意ください。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストール等が必要となりますが、機種・OSによりご利用できない場合があります。

●ペーパーレス保険証券は必ずWeb約款とセットでの選択となり、ペーパーレス保険証券のみの選択はできません。

●ペーパーレス保険証券・Web約款を選択された場合は「保険証券」・「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」および「サービスガイド」は送付されません。代わりにペーパーレス保険証券・Web約款の利用方法を記載した「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキをお届けしますので、当社ホームページから保険契約者専用Webサービス「ご契約者さま専用ページ」の利用規約に同意のうえ、ご契約内容をご確認ください。

●ペーパーレス保険証券を選択された場合は、このパンフレットに記載の「保険証券」を当社ホームページの「ご契約内容」と読み替えます。



自動車保険の優良契約者は

自動車保険の  
良好な  
リスク状況



に応じて

“TOUGH Biz” (タフビズ) シリーズ商品が割引となります!



10%割引



35%~10%割引  
(フリート契約の場合)

5%割引  
(ノンフリート契約の場合)

割引の適用条件の詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## 「タフビズ事業用自動車総合保険」・「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」・「タフビズ事業用自動車総合保険(プラスSプラン)」をご契約のお客さま

### 保険に関するお問合わせ・ご契約内容変更の窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

右のコードから24時間365日利用可能なWebサービスをご利用いただくか、下記にご連絡ください。

**0120-101-101** (無料)



HDI CERTIFIED 2021-23 SUPPORT CENTER

当社カスタマーセンターは、サポートセンター評価最高峰の国際認定資格<sup>(注)</sup>となる「七つ星」認定を取得しています。

(注) サポート業界で唯一のサポートセンターに特化した国際スタンダードに基づく認定プログラム

- ・ご住所・お車・年令条件および運転者限定の変更は、当社ホームページ (<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>) で24時間受付しております。
- ・お問合わせや変更の内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

### 事故・故障時のご連絡窓口

あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター

**0120-024-024** (無料)

【受付時間】 24時間365日  
・IP電話からは**0276-90-8850**(有料)におかけください。  
・おかけ間違いにご注意ください。

【事故・故障が起こった場合は】  
ただちに「ご契約の代理店・扱者または上記」にご連絡ください。

※「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットしたタフビズ事業用自動車総合保険をご契約のお客さまも上記へご連絡ください。



走行距離と安全運転の度合いに応じて保険料が決まる

「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」をご契約のお客さまはご連絡先が異なります。

### 保険に関するお問合わせ

つながるクルマの保険お問合わせデスク

**0120-355-371** (無料)

【受付時間】 平日9:00~17:00  
(土日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

- ・IP電話からはつながらない場合があります。・お問合わせの内容によっては、代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等にお取次ぎさせていただく場合があります。

※ご契約内容変更の手続きは、上記0120-101-101にご連絡ください。

### 事故・故障時のご連絡窓口

つながるクルマの保険事故受付デスク

**0120-907-995** (無料)

【受付時間】 24時間365日  
・IP電話からはつながらない場合があります。  
・おかけ間違いにご注意ください。

【事故・故障が起こった場合は】  
ただちに「ご契約の代理店・扱者または上記」にご連絡ください。

●このパンフレットは「タフビズ事業用自動車総合保険」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください(団体扱・集団扱契約、保険料を口座振替で払い込んでいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合があります)。ご契約の手続きが完了した後、1か月を経過しても保険証券・保険契約継続証(ペーパーレス保険証券を選択したお客さまは、「ご契約内容 確認方法のご案内(ID/パスワード)通知」ハガキ)が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

●「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険、「タフ・つながるクルマの保険」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険(ドラレコ型)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険、「タフ・見守るクルマの保険(プラスS)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた個人総合自動車保険のそれぞれのペットネームです。

●「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約(車両運行情報による保険料精算に関する特約)」および「車両運行情報による保険料精算に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。「タフビズ事業用自動車総合保険(プラスSプラン)」は「運転特性情報による保険料算出に関する特約」および「事故発生の通知等に関する特約」がセットされた「タフビズ事業用自動車総合保険」のプラン名称です。

●このパンフレットにおけるテレマティクス自動車保険とは「タフビズ事業用自動車総合保険(つながるプラン)」「タフビズ事業用自動車総合保険(ドラレコプラン)」「タフビズ事業用自動車総合保険(プラスSプラン)」を指します。

●対人賠償保険をセットしない場合や、「タフビズ事業用自動車総合保険(つながる・ドラレコ・プラスSプラン)」の対象とならないお車の場合は、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットしたタフビズ事業用自動車総合保険もお選びいただけます。

●「クルマのトラブルサポート」は、「ロードアシスタンスサービス、ロードサービス費用特約および代車補償拡張特約」で構成されています。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。



この自動車保険は、  
・契約者の環境配慮行動の促進(エコカー向け割引の採用、eco保険証券・Web約款選択による環境保護活動への参加)  
・事故発生時の環境負荷の軽減(リサイクル部品の利用促進)  
などの取組みによりエコマーク認定を受けています。

エコマーク認定番号 第14 147 001号

防災に関するお役立ち情報を提供するWebコンテンツをご用意しております。

アクセスはこちらから!



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

